

第Ⅴ章

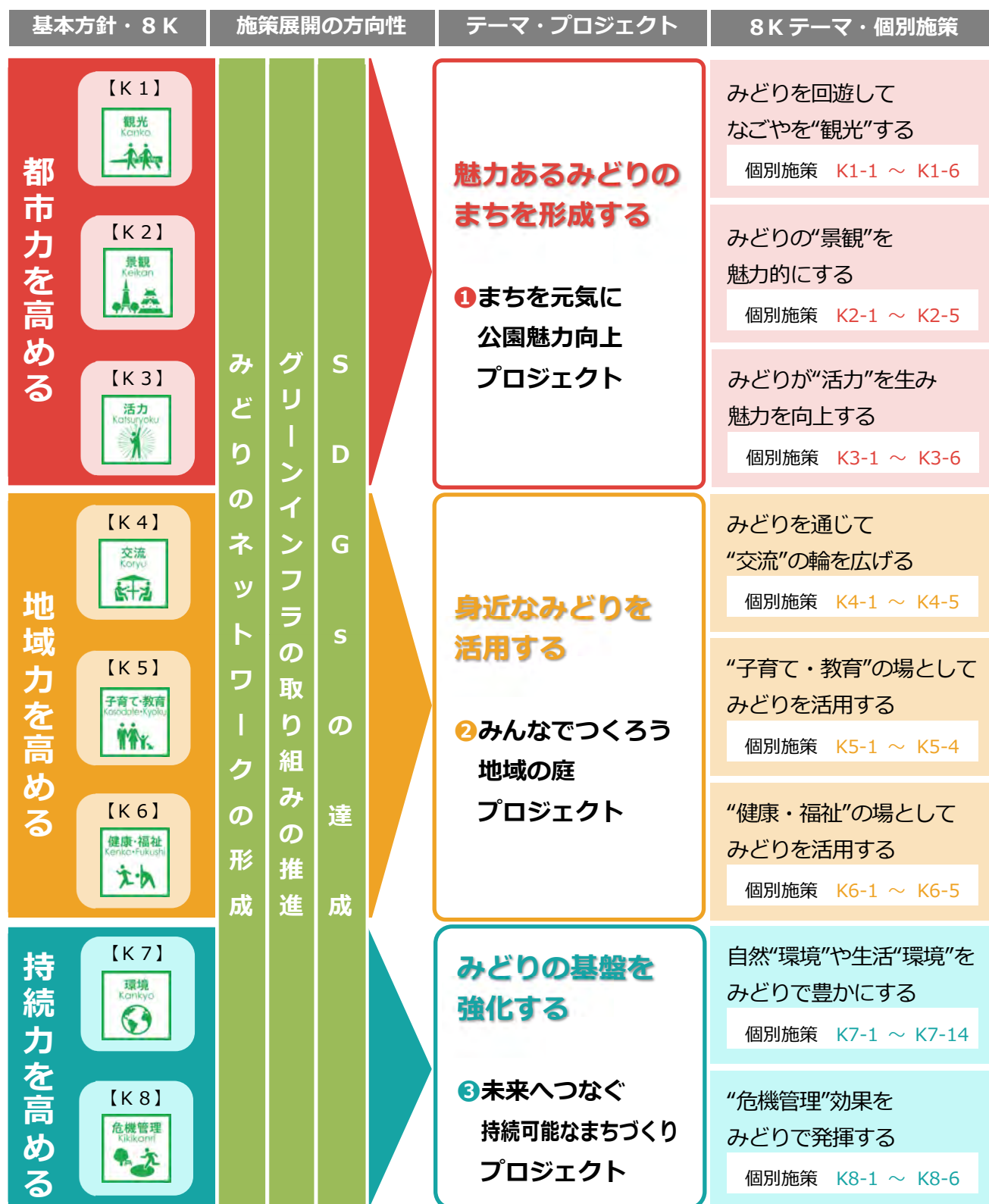
施策の展開

施策体系や都市力・地域力・持続力の3つの力を高めるプロジェクト、みどりの多面的な効果(8K)に対応した個別施策をまとめています。



1 施策体系

第Ⅳ章で整理した取り組みのテーマに沿って、みどりにより3つの力を高めるプロジェクトと、みどりの多面的な効果（8 K）を発揮するため、8 K テーマに対応した個別施策を施策体系として示します。



2 3つの力を高めるプロジェクト

みどりにより3つの力を高めるプロジェクトを展開し、みどりの都市像の実現に向けた取り組みを進めていきます。

(1) 都市力を高めるプロジェクト

<プロジェクト1>

まちを元気に 公園魅力向上プロジェクト

鶴舞公園、名城公園、久屋大通公園、東山動植物園、徳川園など個性的でさまざまな魅力のある名古屋を代表する公園において、ニーズを踏まえ、さらなる魅力向上をはかり、公園を活性化していきます。

活性化にあたっては、民間の自由なアイデアや活力を取り入れながら、公園施設などの再整備や運営管理、魅力的なイベントの実施などに取り組みます。

このプロジェクトにより、市民や名古屋を訪れる人が公園で充実した時間を過ごし、満足度が高まることで、公園を中心にまちの魅力を向上させ、なごやの都市力を高めていきます。



目標（令和12（2030）年度）

◆公園の満足度

成果指標（アウトカム）

鶴舞公園 55%
名城公園 60%

公園を利用される方々の満足度向上をめざします。
公園内でのアンケート調査により満足度を把握し、結果を踏まえながら関連する個別施策を推進します。

◆民間活力の導入による整備及び運営管理（累計）

達成指標（アウトプット）

令和12年度までに10公園

公園施設などの再整備及び運営管理において、施設整備と運営管理の一体的な提案を事業者などから募集し、民間活力を導入した整備及び運営管理に取り組みます。

関連する個別施策

- K1-1,K1-2,K1-3 ... 名古屋を代表する公園の再生
- K2-5 多様な情報ツールによるみどりの魅力発信と共有
- K3-1 都市公園等の魅力向上（Park-PFI、指定管理者制度）

(2) 地域力を高めるプロジェクト

＜プロジェクト2＞

みんなでつくろう 地域の庭プロジェクト

地域の公園などで、誰もがもっと使いやすく、もっとやりたいことが実現できるような取り組みを進めていきます。

公園における子育て支援施設の導入やバリアフリー化などのハード面に加えて、地域のコミュニティ形成や公園の利用ルールづくりといった公園に関わるソフト面について、地域と行政が一緒になって考えていくことにより、地域の公園をみんなで育て、公園が地域の庭となることをめざします。

このプロジェクトにより、子どもがみどりの中で伸びのびと成長したり、公園を中心にした世代間の交流や健康な暮らしなどを実現することで、なごやの地域力を高めていきます。



目標（令和12（2030）年度）

◆公園の利用頻度

成果指標（アウトカム）

月1回以上の人の割合 65%

公園の利用頻度の向上をはかります。アンケート調査により、公園の利用目的と利用頻度を把握し、結果を踏まえながら関連する個別施策を推進します。

◆地域に身近な公園の再整備

達成指標（アウトプット）

10年間で10公園

地域の方々のご意見やアイデアを積極的に取り入れながら、パートナーシップによる魅力的な公園づくりを進めていきます。

◆主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数

達成指標（アウトプット）

10年間で34万人

みどりの保全や創出など、緑のまちづくりに関わる人々の環を広げていきます。

関連する個別施策

- K4-1,K5-1,K6-1 ... 魅力的な公園づくり
- K4-2 緑のまちづくり活動の推進
- K6-4 誰もが使いやすい公園づくり

(3) 持続力を高めるプロジェクト

<プロジェクト3>

未来へつなぐ 持続可能なまちづくりプロジェクト

みどりの保全や新たなみどりの確保に引き続き取り組むとともに、雨水流出抑制やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性への配慮など、環境と調和したまちを実現するために、グリーンインフラの考え方が社会インフラ整備のさまざまな分野に浸透するように取り組みを進めていきます。



また、長期未整備公園緑地の事業推進により防災公園の整備を進めるとともに、避難場所となる公園では災害対応型施設を活用した防災訓練を地域と連携して進めるなど、公園などの防災機能の充実をはかることで、災害に強いまちづくりを進めていきます。

このプロジェクトにより、持続可能で安心・安全な暮らしの実現に向けて、みどりの基盤を強化することで、なごやの持続力を高めていきます。

目標（令和12（2030）年度）

◆名古屋のみどり

成果指標（アウトカム）

多いと思う人の割合 70%
満足している人の割合 70%

アンケート調査により、名古屋のみどりが多いと思う人、満足している人の割合を把握します。関連する個別施策の展開により、目標の達成をめざします。

◆防災公園の整備（10年間）

達成指標（アウトプット）

整備完了 3公園
新規事業着手 2公園

発災時に災害対応型施設をきちんと活用できるように地域の方々と話し合いながら整備を推進します。

◆新たに確保されたみどりの面積

達成指標（アウトプット）

10年間で 400ha

市街地のみどりの創出について、緑化地域制度などにより確保されたみどりの面積の向上をはかります。

関連する個別施策

- K7-9 民有地緑化の促進
- K7-13 生物多様性の主流化
- K8-1,K8-2 公園等の防災機能の充実
- K8-6 グリーンインフラの取り組みの推進

3 みどりの多面的な効果（8 K）に対応した個別施策

みどりの多面的な効果（8 K）に対応した個別施策を展開していきます。

8 K	個別施策		
K1 観光	K1-1	名古屋を代表する公園の再生（観光拠点となる公園）	P.74
	K1-2	名古屋を代表する公園の再生（久屋大通公園）	P.75
	K1-3	名古屋を代表する公園の再生（東山動植物園）	P.76
	K1-4	ガーデンツーリズムの推進	P.77
	K1-5	回遊性の向上	P.78
	K1-6	公園利用者へのサービスの充実	P.79
K2 景観	K2-1	シンボル並木の形成等によるまちの景観づくり	P.80
	K2-2	魅力的な都市景観の形成	P.81
	K2-3	多様な主体による都市の魅力の向上	P.82
	K2-4	民有地緑化の評価及びP R	P.83
	K2-5	多様な情報ツールによるみどりの魅力発信と共有	P.84
K3 活力	K3-1	都市公園等の魅力向上（Park-PFI、指定管理者制度）	P.85
	K3-2	都市公園等の魅力向上（なごやかベンチ等）	P.86
	K3-3	水辺の魅力創出とにぎわいづくり（堀川）	P.87
	K3-4	水辺の魅力創出とにぎわいづくり（中川運河・名古屋港）	P.88
	K3-5	まちづくりからの公園づくり	P.89
	K3-6	都心部の魅力的な空間とにぎわいづくり	P.90
K4 交流	K4-1	魅力的な公園づくり（交流）	P.91
	K4-2	緑のまちづくり活動の推進	P.92
	K4-3	スポーツを通じた交流づくり（第20回アジア競技大会）	P.93
	K4-4	「農」の拠点からの情報発信	P.94
	K4-5	「農」を通じた交流の場づくり	P.95
K5 子育て・教育	K5-1	魅力的な公園づくり（子育て・教育）	P.96
	K5-2	みどりの遊び場・学び場づくり	P.97
	K5-3	みどり豊かな教育環境づくり	P.98
	K5-4	みどりを通じて歴史を学ぶ	P.99
K6 健康・福祉	K6-1	魅力的な公園づくり（健康・福祉）	P.100
	K6-2	みどりでスポーツを楽しむ（都市公園の活用）	P.101
	K6-3	みどりをお散歩して健康づくり	P.102
	K6-4	誰もが使いやすい公園づくり	P.103
	K6-5	農福連携	P.104
K7 環境	K7-1	協働による樹林地等の保全	P.105
	K7-2	都市計画公園緑地内の樹林地保全	P.106
	K7-3	民有樹林地の保全	P.107
	K7-4	都市農地の保全	P.108
	K7-5	藤前干潟の保全	P.109
	K7-6	なごやの森づくり	P.110
	K7-7	エコライフの推進	P.111
	K7-8	公共施設緑化の推進	P.112
	K7-9	民有地緑化の促進	P.113
	K7-10	緑の現況調査（緑被率等のモニタリング）	P.114
	K7-11	みどりに気づき、学び、行動する	P.115
	K7-12	生物多様性保全活動の推進	P.116
	K7-13	生物多様性の主流化	P.117
	K7-14	みどりに活かす財源の確保	P.118
K8 危機管理	K8-1	公園等の防災機能の充実（防災公園等）	P.119
	K8-2	公園等の防災機能の充実（風水害等への対応）	P.120
	K8-3	公園・街路樹等の維持管理	P.121
	K8-4	公園施設・街路樹等の計画的な更新等	P.122
	K8-5	名古屋市総合排水計画の事業推進	P.123
	K8-6	グリーンインフラの取り組みの推進	P.124

施策番号・施策名称

みどりの多面的な効果（8K）ごとに施策番号を振り分けています。
見出しを3つの基本方針（都市力を高める・地域力を高める・持続力を高める）ごとに色分けしています。

SDGs アイコン

施策を展開することで達成に寄与するSDGsのゴール（目標）を示す主なアイコンを掲載しています。

第V章 施策の展開

(1) 【K1】 みどりを回遊してなごやを“観光”する

観光 K1-1 名古屋を代表する公園の再生（観光拠点となる公園）



本市には、鶴舞公園、名城公園といったすぐれた公園景観を有し、観光・歴史・文化・スポーツなどさまざまな公園利用を通じて、市民に親しまれている公園があります。

今後、それぞれの公園において、資産（ストック）を活かすとともに新たなニーズに対応していくため、民間活力の導入による公園の活性化をはかりながら、名古屋を代表する公園として魅力を向上させる再整備を推進します。

施策の概要

施策の方針や内容などの概要を記載しています。

鶴舞公園

鶴舞公園は、市設置第1号の公園で創設110年以上の歴史を有しています。再整備にあたっては、国の登録記念物であることを踏まえ、公園全体のすぐれたデザインや主要な施設を尊重しつつ、時代のニーズに応える施設などを導入し、鶴舞公園の持つポテンシャルが最大限に引き出せるように再整備を進めていきます。



■鶴舞公園



■音楽堂



■テラスボ鶴舞

名城公園・名古屋城

名城公園は、名古屋城という歴史的拠点を有し、四季折々の花などの景観が楽しめる、本市を代表する総合公園です。

これまで名古屋城本丸御殿の復元をはじめ、金シャチ樋丁や tonarino（トナリノ）の整備を進めてきました。今後、周辺では県体育館や大学の移転、ホテルの建て替え計画などの新しい時代への動きが見られることから、これらと連携し名城公園を魅力あふれる公園として再整備を進めていきます。

また、特別史跡名古屋城跡はさまざまな歴史的価値が重層する貴重な城跡であり、近世城郭の代表である名古屋城の姿を現代に伝えていきます。世界に誇れる日本一の近世城郭をめざし、特別史跡名古屋城跡が有する価値の確実な継承と魅力の最大限の向上をはかるため、名勝「二之丸庭園」の保存整備や天守閣の木造復元など関連する事業を進めていきます。



■名城公園・名古屋城



■名城公園のオランダ風車



施策の内容

施策の具体的な内容や市内での実践例、関連する施設・制度など、より詳しい情報を写真などとともにご紹介しています。

(1)【K1】みどりを回遊してなごやを“観光”する

観光 K1-1

名古屋を代表する公園の再生 (観光拠点となる公園)



本市には、鶴舞公園、名城公園といったすぐれた公園景観を有し、観光・歴史・文化・スポーツなどさまざまな公園利用を通じて、市民に親しまれている公園があります。

今後、それぞれの公園において、資産（ストック）を活かすとともに新たなニーズに対応していくため、民間活力の導入による公園の活性化をはかりながら、名古屋を代表する公園として魅力を向上させる再整備を推進します。

鶴舞公園

鶴舞公園は、市設置第1号の公園で創設110年以上の歴史を有しています。再整備にあたっては、国の登録記念物であることを踏まえ、公園全体のすぐれたデザインや主要な施設を尊重しつつ、時代のニーズに応える施設などを導入し、鶴舞公園の持つポテンシャルが最大限に引き出せるように再整備を進めていきます。



■ 鶴舞公園



■ 奏楽堂



■ テラスポ鶴舞

名城公園・名古屋城

名城公園は、名古屋城という歴史的拠点を有し、四季折々の花などの景観が楽しめる、本市を代表する総合公園です。

これまで名古屋城本丸御殿の復元をはじめ、金シャチ横丁や tonarino（トナリノ）の整備を進めてきました。今後、周辺では県体育館や大学の移転、ホテルの建て替え計画などの新しい時代への動きが見られることから、これらと連携し名城公園を魅力あふれる公園として再整備を進めていきます。

また、特別史跡名古屋城跡はさまざまな歴史的価値が重層する貴重な城跡であり、近世城郭の代表である名古屋城の姿を現代に伝えています。世界に誇れる日本一の近世城郭をめざし、特別史跡名古屋城跡が有する価値の確実な継承と魅力の最大限の向上をはかるため、名勝「二之丸庭園」の保存整備や天守閣の木造復元など関連する事業を進めていきます。



■ 名城公園・名古屋城



■ 名城公園のオランダ風車



■ 名古屋城二之丸庭園

観光
K1-2名古屋を代表する公園の再生
(久屋大通公園)

久屋大通公園は、昭和 45（1970）年に供用された本市を代表する公園です。久屋大通公園を含む栄地区では、平成 25（2013）年 6 月に栄地区のまちづくりの基本方針となる「栄地区グランドビジョン～さかえ魅力向上方針～」を策定し、「公共空間の再生」、「民間再開発の促進」、「界限性の充実」の 3 つの方針に沿ってまちづくりを進めていくこととし、「公共空間の再生」において、主要な事業のひとつとして久屋大通の再生を引き続き進めていきます。



■久屋大通公園のエリア別の空間イメージ

出典：栄地区グランドビジョン～さかえ魅力向上方針～

北エリア・テレビ塔エリア

本市では、久屋大通の再生に向け、平成 29（2017）年の都市公園法改正により創設された Park-PFI 制度を導入し、飲食店・売店などの収益的な施設を設置するとともに、全域にわたり園路や広場などの一般的な公園施設の整備及び管理運営を行う事業者を選定し、指定管理者として指定しました。

令和 2（2020）年 9 月には「Hisaya-odori Park」として開業し、今後、魅力的な公園イベントやさまざまなアクティビティを通じて多彩なにぎわいを創出していきます。

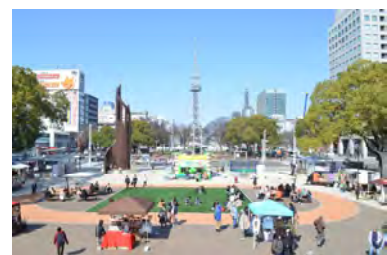


■テレビ塔エリア

南エリア

栄地区グランドビジョンにおいて、「にぎわいの空間」として大規模イベント空間の充実をはかり、来訪者が集い楽しむことのできる公園の整備をめざしており、令和 2（2020）年 2 月には、栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地暫定活用事業として「ミツコシマエ ヒロバス」を開業しました。

今後は本格的整備に向けて、「久屋大通再生有識者懇談会」より提言された「久屋大通のあり方（南エリア部分）」の具体化をはかるべく再整備プランを検討し、民間活力を導入した公園の整備・運営につなげていきます。



■ミツコシマエ ヒロバス

観光 K1-3

名古屋を代表する公園の再生 (東山動植物園)



昭和 12 (1937) 年に開園した東山動植物園は、平成 22 (2010) 年 5 月に策定した「東山動植物園再生プラン新基本計画」に基づき、再生事業を進めています。

動植物園の 4 つの役割である展示、環境教育、種の保存、調査研究を展開することにより、自然のすばらしさや大切さを体験、体感するとともに、市民のさまざまなニーズに対応した楽しみを提供するフィールドとすることで、「人と自然をつなぐ懸け橋」に生まれ変わることを目指しています。

また、市民が誇れる動植物園として、本市の観光拠点となることもめざします。

体験・体感型展示の展開 (動植物の展示)

「見る」から「体験・体感」できる展示をめざし、アジアゾウエリア、アフリカの森エリア、重要文化財温室及び洋風庭園などの整備を進めてきました。今後も、アジアの熱帯雨林エリアの整備などを進め、開園 100 周年 (2036 年度) に向けて再生を進めていきます。



■新ゴリラ・チンパンジー舎
(平成 30 (2018) 年 9 月オープン)



■重要文化財温室前館と
洋風庭園のイメージ



■アジアの熱帯雨林エリア
のイメージ

来園者の利便性・快適性の向上

イベントや飲食などの多様な楽しみを充実させるとともに、園内移動施設の導入や IT を活用した情報提供を行うなど、何度も訪れたいくなる動植物園をめざして来園者サービスの充実をはかっていきます。



■イベントの様子
(ナイトズー)



■園内の飲食施設の様子



■園内移動施設のイメージ

観光 K1-4

ガーデンツーリズムの推進



本市には徳川園、白鳥庭園、久屋大通庭園フラリエなど個性豊かな庭園があります。今後、県内の他の公園や庭園などとも連携して、魅力的な体験や交流を創出するガーデンツーリズムの取り組みを推進していきます。

徳川園

徳川園は、尾張徳川家の別邸跡地に整備された池泉回遊式庭園で、清流が滝から溪谷を下り海に見立てた池へと流れるありさまは、日本の自然景観を象徴的に凝縮しています。新緑や紅葉、牡丹や花菖蒲の花々など四季を通じて楽しめる庭となっています。



■山車揃え



■龍仙湖と紅葉



■牡丹

白鳥庭園

白鳥庭園は、池泉回遊式庭園で、中部地方の地形をモチーフに、築山を「御嶽山」、そこからの流れを「木曽川」、流れの水が注ぎ込む池を「伊勢湾」に見立て、源流から大海までの『水の物語』をテーマにした市内随一の規模を誇る日本庭園です。



■清羽亭とサクラ



■ライトアップ



■雪吊り

久屋大通庭園フラリエ

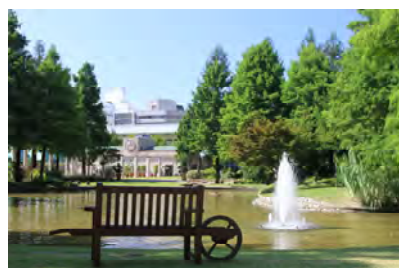
久屋大通庭園フラリエは、旧ランの館より、平成 26（2014）年 9 月 27 日にリニューアルオープンしました。花や緑、水辺など 6 つのテーマガーデンを中心に、散策やグルメ、ショッピングのほか、イベントや各種教室なども自分らしく都会の中で自然を感じながら過ごすことができる庭園です。



■エントランスガーデン



■フラリエコート



■ウォーターガーデン

観光
K1-5

回遊性の向上



本市では、公共交通や自転車などの利用を促進するとともに、道路空間を人が主役の「まち」へと転換し、歩いて楽しいにぎわいのある「まち」をめざす「みちまちづくり」に取り組んでいます。

特に都心部では、ウォーカブルな空間創出の取り組みとして、人がまちを回遊するような空間づくりの検討を進めています。

都心部のみどりにおいても、名古屋を代表する公園の再生や、民間事業者による緑化の促進などの取り組みは、ウォーカブルなまちづくりに寄与すると考えられます。

また、まちの回遊を促進する施設の導入・誘導を進めることで、観光客や市民が本市のみどりの魅力に多くふれられるまちづくりを進めます。

移動手段の充実

誰でも快適に利用しやすい地下鉄やバスなどの公共交通のほか、都心部においては新たな路面公共交通システム（SRT）の導入や観光客も利用しやすい観光ルートバス（メーグル）などにより、回遊性を高め、歩いて楽しいにぎわいのあるまちづくりを進めます。



■ SRT のイメージ



■ 観光客も利用しやすい観光ルートバス（メーグル）のルート

回遊性を高める施設の導入

歩行者案内サイン、シェアサイクルポートなどを導入・充実することで、みどりからみどりへの回遊性を高め、にぎわいのあるまちづくりを進めます。



■ 歩行者案内サインの設置事例



■ シェアサイクルポートの設置事例



観光 K1-6

公園利用者へのサービスの充実



誰もが公園で充実した時間を過ごせるよう、公園をより便利で、より快適な魅力的な空間にしていけることが重要です。

観光の拠点となる公園において、快適性の向上、施設案内の工夫に取り組むなど、公園利用者へのサービスを充実させていきます。

快適性の向上

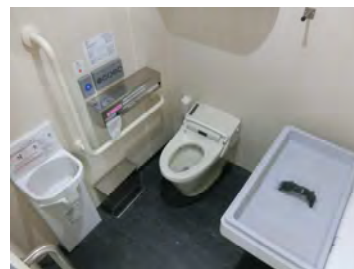
観光の拠点となる公園において、休憩施設や無料公衆無線 LAN などの通信環境の充実などにより、公園利用者がより居心地よく快適に過ごしていただける空間をめざします。また、トイレの整備・改修にあたっては、施設の特徴に応じた外観イメージの調和をはかりながら、便器の洋式化や温水洗浄便座、手すり、ベビーキープ・ベビーシートの設置などを行い、誰でも使いやすい、快適なトイレづくりを進めていきます。



■ NAGOYA Free Wi-Fi のロゴ



■ トイレ外観
(名古屋城正門前駐車場)



■ トイレ個室ブース
(名古屋城正門前駐車場)

施設案内の工夫

観光の拠点となる公園において、多言語表記やピクトグラムを活用した案内表示・リーフレットを導入するなど、観光客や外国の方も含めた多様な公園利用者にとってわかりやすい施設案内をめざします。

また、デジタルサイネージによる散策ルート案内や季節の花情報の提供など新技術の導入も視野に入れながら、よりわかりやすい施設案内について検討を進めていきます。



■ 多言語リーフレット

公園の基礎情報のオープン化の検討

公園へのアクセス方法、施設や遊具の種類といった公園の基礎情報、見ごろの花や風景の写真などを、誰でも利用できる情報・素材として、ホームページ上などで公開することを検討します。

これにより、事業者などのみなさんが自由に情報・素材を活用しウェブサイトやタウン情報誌などに掲載することができます。より多くの情報を活用しやすくすることで、市民が公園の魅力などを知る機会が増え、ニーズに合った公園を利用することで満足度が高まったり、公園を利用するきっかけになったりするなど、さまざまな効果が期待されます。

(2)【K2】みどりの“景観”を魅力的にする

景観 K2-1

シンボル並木の形成等によるまちの景観づくり



本市では、「街路樹再生指針」による取り組みを進めています（詳細は P.25 コラム参照）。3つの再生方針のうちの1つである「名古屋の顔となるシンボル並木の形成」にあたっては、次の3点の取り組みを進めていきます。

シンボル並木の育成管理

名古屋を代表する路線にある街路樹については、並木の美しさが都市の魅力の向上につながるよう配慮した質の高い維持管理につとめます。



■ 広小路通のケヤキの昔と現在

■ 桜通のイチヨウ

地域に愛される街路樹づくり

それぞれの地域が親しみと誇りを持てるみどりの景観を形成していくために、地域の住民や事業者が街路樹や花壇の整備や維持管理などに関わることができる取り組みを充実させ、より一層の連携強化をはかります。

また、地域に親しまれている並木道の再生に取り組んでいきます。



■ 地域との協働による整備

民間主体による街路樹づくりの促進

民間再開発の際に、地域全体の魅力の向上につながるよう事業者による街路樹づくりを促進します。

また、エリアマネジメントなど地域のまちづくりにおいて、並木の愛護や花壇づくりといった利活用を広げます。



■ 沿道の緑化と一体となった街路樹整備

景観 K2-2

魅力的な都市景観の形成



本市では、名古屋市都市景観条例に基づき都市景観施策を実施してきました。
平成 16（2004）年 6 月に景観法が制定されたことから、平成 19（2007）年 3 月に景観法に基づく名古屋市景観計画を策定し、それ以降、景観計画に基づき都市景観施策を展開しています。

景観法に基づく届出制度の実施

本市では、良好な景観形成を誘導するため、市内全域を景観計画区域に指定し、大規模建築物・工作物の新築などの際に守るべき景観形成の基準を設けています。

また、大都市圏の玄関としての風格やシンボリックな空間形成が求められる名古屋駅といった新たな市街地景観の創造をはかる地区や、白壁・檜木・主税や四間道といった歴史的な建築物が残されている地区など、特に良好な景観の形成を進める地区として都市景観形成地区を指定し、地域特性に応じた景観誘導をはかっています。



■ 四間道都市景観形成地区

今後も景観法に基づく届出制度の実施を通じて、良好な景観形成の誘導に取り組んでいきます。

名古屋まちなみデザインセレクションの実施

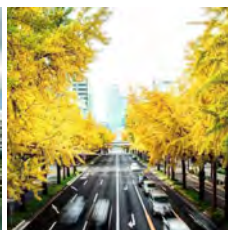
良好なまちなみの形成に寄与していると認められる建築物やまちづくり活動などを表彰する「まちなみデザイン賞」と、市民からお気に入りの風景を募集し、応募風景をもとに“好き”、“大切にしたい”風景を市民投票により選定する「まちなみデザイン 20 選」の 2 つの取り組みからなる「名古屋まちなみデザインセレクション」をはじめとする市民啓発を今後も実施していきます。



■ 平和公園の「虹の塔」



■ 堀川から見た国際会議場



■ 桜通のイチョウ並木



■ 徳川園

出典：まちなみデザイン 20 選（第 4 回）選定風景（一部）

景観 K2-3

多様な主体による都市の魅力の向上



都市景観の向上には、民有地のみどりが大きく関わっており、沿道部（道路沿い）やオープンスペースなどのみどりは、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成につながることが期待されます。

まちなみ緑化ガイドラインや市民緑地認定制度の運用により、多様な主体による都市の魅力の向上をはかっていきます。

まちなみ緑化ガイドラインの運用

沿道部の緑化は市民生活を快適にするだけでなく、まちの景観形成や街路樹とのみどりのネットワーク形成など、緑のまちづくりにおいて高い効果があります。

こうした「まちなみ緑化」を推進するため、「まちなみ緑化ガイドライン（平成 31（2019）年 4 月策定）」を活用し、効果的なみどりの創出の誘導を進めます。



■ まちの魅力を高めるみどりのイメージ
（緑視率 19.7%）

市民緑地認定制度の運用

平成 29（2017）年度に、民間主体（NPO 法人、住民団体、企業など）が公園と同等の緑地を整備・管理する取り組みを支援・促進する制度である「市民緑地認定制度」が創設され、「ノリタケの森」を本市初めての認定市民緑地として認定しました。

民有地内に良好なオープンスペースが確保されることで、都市景観とにぎわいの向上が期待されることから、今後も引き続き制度の活用を進めていきます。



■ ノリタケの森（西区）
写真提供：株式会社ノリタケカンパニーリミテド

景観 K2-4

民有地緑化の評価及びPR



民有地緑化の中には、高い自主性のもと、魅力的で質の高い緑化を行っている事例が見受けられます。こうした緑化事例の評価やPR などにより、民有地緑化の普及促進や質の向上をはかっていきます。

NICE GREEN なごや（緑化施設評価認定制度）の運用

民間施設において質の高い緑化を進めるため、建築物の敷地内などで整備される緑化施設を一定の基準のもとに評価し、ランクを認定する「NICE GREEN なごや」を推進します。



■緑化の評価ランクに応じた認定ラベル

TEAM GREEN なごや（自己宣言型緑化プログラム）の運用

緑のまちづくりへの取り組みを自己宣言し、実践していく「TEAM GREEN なごや」への事業者やグループなどの参加を推進します。「TEAM GREEN なごや」のメンバーへは、本市から承認証とチームパスを発行します。



■チームパス

なごやグッドグリーン賞の実施

民有地緑化の普及・促進や質の向上をはかることを目的に、市民や企業などによる民有地の優良な緑化事例を顕彰しPR する「民有地緑化コンクール なごやグッドグリーン賞」を実施しています（平成 27（2015）年度に第 1 回、平成 30（2018）年度に第 2 回）。

今後も引き続き、取り組みを進めていきます。



■バーデンハイム鳥栖（個人）



■木立に暮らす家（個人）



■パークコート上前津プレミアプラス（企業）



■グローバルゲート（企業）



■J Pタワー名古屋（企業）

出典：平成 30（2018）年度第 2 回受賞作品（一部）

景観 K2-5

多様な情報ツールによるみどりの魅力発信と共有



本市には、数多くの魅力ある公園緑地や庭園、街路樹などのみどりがあります。それぞれが良好なまちなみの景観をつくり、人々に癒しを与えてくれます。多様な情報ツールによって、みどりの魅力の発信や共有を進めていきます。

みどりの魅力の発信

ウェブサイトや SNS など多様な情報ツールを活用し、美しい並木道やサクラの名所などの良好な公園景観等、みどりの魅力を発信していきます。



■ 美しいみどりの景観の例

みどりの魅力の共有

SNS やモバイルアプリケーションなど多様な情報ツールの普及により、市民によって、みどりの魅力の発信や共有ができる機会が増えており、新しい魅力の発見や新たなコミュニティづくりなど、みどりの利活用の可能性が広がっています。

写真・絵画などのコンテストや、フォトジェニックスポットづくりなどみどりの魅力の共有につながる取り組みを進めていきます。



■ コンテストの取り組み事例

■ フォトジェニックスポット

（3）【K 3】みどりが“活力”を生み魅力を向上する

活力 K3-1 都市公園等の魅力向上 （Park-PFI、指定管理者制度）



公園が持つ機能を十分に発揮させ、まちの活力となっていくためには、多様な主体が持つノウハウなどを公園の整備や運営管理に取り入れていくことが重要です。

公園のポテンシャルを多面的にとらえて、民間活力を活用した整備及び運営管理や指定管理者による運営管理の充実等により、都市公園などの魅力向上をはかっていきます。

民間活力を活用した整備及び運営管理

公園利用者の飲食店や売店、飲料等自動販売機などの便益施設は、公園施設として都市公園の効用を高めるものです。

そのため、公園の特性を活かし、公募設置管理制度（Park-PFI）などにより民間事業者による公園施設の整備及び運営管理を推進し、公園の魅力向上をはかっていきます。



■名城公園 tonarino（トナリノ）

指定管理者による運営管理の充実

本市では、鶴舞公園や徳川園など、園内に核となる施設があり園地と一体的な管理を行う大規模な公園緑地や本市を代表する公園、日本庭園に指定管理者制度を導入しています。

市民ニーズを踏まえた事業者の事業提案を活かし、適切な指定期間やインセンティブにつながる収益事業との組み合わせの検討など運営の改善をはかりながら、公園の魅力向上をはかっていきます。



■指定管理者制度を導入している公園（一例）

パークマネジメントプランの展開

本市では、「名古屋市公園経営基本方針（詳細は P.27 コラム参照）」に基づき、各々の公園における「公園がめざすべき姿」と「それに向けた取り組み方針」を具体的に定めた「パークマネジメントプラン」を作成しています（令和3（2021）年3月現在・19公園で作成）。

パークマネジメントプランを踏まえた公園の整備や運営管理などを進めることで、公園の魅力向上をはかっていきます。



■名古屋市公園経営基本方針

活力 K3-2 都市公園等の魅力向上 (なごやかベンチ等)



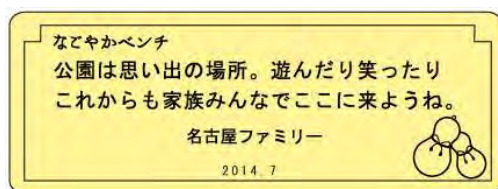
都市公園等の魅力向上の取り組みの一つとして、個人・団体・企業などからの寄附などを活用していくことが考えられます。それにより、寄附者は公園に愛着を感じ、公園利用者にとっては魅力的な場所になることが期待できます。

みどりに関する寄附メニューの充実をはかり、制度を運用することで、都市公園等の魅力向上を進めていきます。

なごやかベンチ（寄附ベンチ）制度の運用

本市では、みんなで名古屋の公園を魅力的にしていくため、個人・団体・企業から寄附をいただき、公園に新しいベンチを設置する「なごやかベンチ事業」を展開しています。

ベンチには、寄附者のお名前と想いが込められたメッセージを記したプレートを取り付けます。今後は、積極的な広報や公園整備にあわせた重点的な募集などにより、より多くの方のご協力をいただけるよう展開していきます。



■なごやかベンチ（※プレートのデザインは公園によって異なります。）

スポンサー花壇制度の運用

本市が管理する都市公園等の花壇管理に要する費用の協力や一緒に活動していただける企業・団体を募集しています。

協賛金は花苗代や花壇の維持管理費に充てるほか、花の植付けや手入れに活躍するボランティア活動の促進に活用しています。今後は、小口の寄附や歩道にある花壇の募集などにより、より多くの方のご協力をいただけるよう展開していきます。



■スポンサー花壇

ネーミングライツ制度の運用

民間企業の社会貢献やPRの場を提供するとともに、ネーミングライツ料で公園のさらなる魅力向上をはかっていきます。

特にイベント広場については、イベント広報などによるPR効果が高いことから、久屋大通公園の久屋広場では、平成30（2018）年度から企業とネーミングライツのパートナー協定を結んでいます。

これからは、民間活力を活用した整備などの機会もとらえ、ネーミングライツを展開していきます。

活力 K3-3

水辺の魅力創出とにぎわいづくり (堀川)



堀川は、「うるおいと活気の都市軸・堀川」の再生を目標に、堀川圏域河川整備計画に基づき、水害から市民を守るとともに、多様な生物が生息し、都心の癒し空間となるよう、周辺環境と一体で都市軸を形成する川づくりに取り組んでいます。また、堀川まちづくり構想に基づき、市民団体などと連携し、堀川のにぎわいづくりを進めています。

市民団体との協働による水質浄化の取り組みなどにより、良好な水辺環境の形成をはかるとともに、オープンカフェやイベントを実施するなど、水辺空間を活用することでにぎわいづくりを進め、都心部における貴重な水辺空間として魅力向上をはかります。

にぎわいづくり

納屋橋周辺では、広場や遊歩道を活用したオープンカフェの実施や、堀川フラワーフェスティバル、黒川では堀川友禅流し、宮の渡しでは堀川まつりなど、市民協働による各種イベントが堀川の沿川で開催され、にぎわいづくりに寄与しています。

今後もリニア開業や沿川まちづくりの機会をとらえるなど、さらなるにぎわいのある水辺空間の創出に地域とともに取り組んでいきます。

また、民・産・学・官で構成する「堀川まちづくりの会」（平成 25（2013）年発足）において、各団体間の情報共有や連携及び堀川の魅力の発信に向けた取り組みを実施していきます。



■オープンカフェ（納屋橋）

水質浄化

水辺の魅力向上のため、河床掘削にあわせたヘドロの除去や、浅層地下水の導入、瀬・淵の形成、下水道の対策などによる水質浄化に取り組んでいます。

また、「堀川 1000 人調査隊」をはじめとする市民団体などと連携をはかりながら堀川のさらなる浄化に、市民と一体となってつとめていきます。



■河床掘削にあわせたヘドロ除去



■浅層地下水の導入



■瀬・淵の形成

活力 K3-4

水辺の魅力創出とにぎわいづくり (中川運河・名古屋港)



名古屋の暮らしとものづくりの発展を下支えしてきた中川運河の歴史的役割を尊重しながら、都心と名古屋港を結ぶ広大な水辺に新たな価値や役割を見だし、潤いや憩い、にぎわいをもたらす運河へと再生します。

また、名古屋大都市圏のものづくりを支える名古屋港では物流機能との調和をはかりつつ、市民や来訪者に親しまれる親水性の高い魅力とにぎわいのある拠点整備を進めます。

中川運河（堀止緑地・広見憩いの杜）

中川運河では、沿岸用地へのにぎわい施設の誘導や、緑地・プロムナードの設置、水循環の促進による水質の改善などとともに、運河を舞台とする市民活動を通じた市民・企業などとの連携により、潤いや憩い、にぎわいをもたらす運河へと再生をはかります。平成 31（2019）年 4 月には露橋水処理センターの上部を有効利用した水とみどりの憩いの場となる「広見憩いの杜」の整備が完了しました。

また、堀川や名古屋港などと連携した水上交通の充実やネットワーク化をはかります。



■ 中川運河



■ 堀止緑地



■ 広見憩いの杜

名古屋港（ガーデンふ頭・金城ふ頭）

ガーデンふ頭では、水族館や親水性などを最大限活用しながら、ふ頭全体の再開発を進めることにより、隣接する地区のまちづくりとあわせて、港まちの魅力とにぎわいを生み出します。

金城ふ頭では、国際展示場の再整備によるコンベンション機能の強化や民間によるアミューズメント施設の開業など魅力向上を一体的に進めるとともに、域内の回遊性を高め、広域からも来訪者が訪れるような新しい名古屋の名所づくりを進めます。



■ ガーデンふ頭



■ 金城ふ頭

活力 K3-5

まちづくりからの公園づくり



公園は、まちの活力となり、地域の活性化やにぎわいをもたらす効果が期待されます。そのため、公園をエリアマネジメントの核となる素材の一つとしてとらえて、地域の魅力を高めるためのまちづくりに貢献していくことが重要です。

エリアマネジメントの促進やみどりのストック再編など、まちづくりからの公園づくりを進めていきます。

エリアマネジメントの促進

本市では、まちづくり協議会や都市再生推進法人など、地域まちづくりの取り組みが進められており、今後もこれらの取り組みを促進していきます。

<事例> 矢場公園

栄二丁目、三丁目を中心とする栄ミナミ地区では、地元主体のまちづくりが展開されており、平成 28 (2016) 年度には、5 つの商店街組合からなる栄ミナミまちづくり株式会社が設立され、平成 29 (2017) 年度には公的な位置づけを持つ都市再生推進法人に市から指定されています。

エリア内には矢場公園があり、イベントの開催など交流の拠点として積極的に活用されており、今後もさらなる活用ができるよう、エリアマネジメントを促進していきます。



■矢場公園（中区）

みどりのストック再編

人が集まる施設をどのように配置するかはまちづくりの大きな要素であり、少子化・高齢化に伴う人口構造の変化や常住人口の減少も見据えて総合的に検討する必要があります。

公園などのみどりは、多くの人が集まりにぎわいが生まれる場所として、他の公共施設や民間の集客施設と同様に重要な役割を担っています。まちづくりの中で、みどりが果たすべき役割をしっかりと踏まえた上で、みどりの配置や機能の再編について対応を考えていきます。

[配置の再編（集約化）]

地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を「まとめる」。



[機能の再編]

みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



■都市公園ストック再編のイメージ

出典：国土交通省資料

活力 K3-6

都心部の魅力的な空間とにぎわいづくり



リニア中央新幹線の開業に向けて、名古屋駅のスーパーターミナル化など高い防災性と利便性を備えた都市機能の強化や民間再開発の促進などにより、名古屋駅周辺地区・栄地区・金山地区を中心とした都心のにぎわいや回遊性の向上など魅力づくりを進めます。

民間再開発の促進

リニア時代にふさわしい名古屋都心の形成のため、都市再生特別地区制度などの活用や事業費補助の実施などにより民間再開発を促進し、圏域の中核として必要となる都市機能の集積やにぎわいにあふれた快適な都市空間の形成をはかります。

都市再生特別地区制度などの活用による土地の高度利用と公共貢献などをセットにした民間開発を誘導するにあたっては、開発にあわせた緑化や緑地の保全を評価することにより、みどりの創出・保全に取り組みます。

名古屋駅のスーパーターミナル化

リニア時代のスーパーターミナル駅にふさわしい高い機能性の発揮と世界の目的地となる名古屋の新しい顔づくりが整備の基本コンセプトです。

「車中心」から「人中心」の駅前広場への再編など、人々の交流やにぎわいの創出などをはかるとともに、駅前広場の交流・文化・にぎわいをまちへと波及させるため、リニア駅上部空間の新たな広場や、地域資源などを活かした周辺のまちづくりと連携し、駅とまちが一体となった回遊空間の形成をはかることで、世界の人々から「訪れたいまち」となることをめざします。

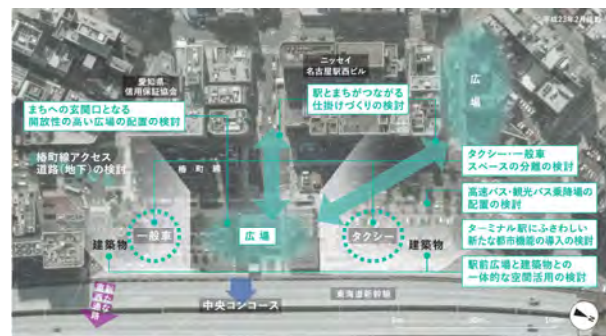


■リニア駅上部空間（西側）広場のイメージ

出典：リニア駅周辺のまちづくりの方向性
〔西地区〕（中間とりまとめ）



■再整備イメージ（東側エリア）



■検討イメージ（西側エリア）

出典：名古屋駅駅前広場の再整備プラン（中間とりまとめ）

（4）【K 4】 みどりを通じて“交流”の輪を広げる

交流 K4-1

魅力的な公園づくり（交流）



地域の身近な公園は、コミュニティ活動の交流拠点の場となります。引き続き、街区公園の適正配置の推進に取り組むとともに、公園の新設・面的な再整備にあたっては、ワークショップの実施などにより地域の声やアイデアを取り入れた取り組みを進めていきます。また、既存の公園についても身近な公園の利活用の推進により、魅力的な公園づくりを進めていきます。

街区公園の適正配置の推進

街区公園は、地域にとって最も身近な公園であり、子どもから高齢者まで幅広い市民に利用されることから、市全域にきめ細かく配置していく必要があります。このため、公園が不足している地域など特に整備を促進する学区を一定基準に基づいて指定し、街区公園の適正配置を推進していきます（令和3（2021）年3月現在・街区公園適正配置促進学区 35学区）。

また、本市ではこれまで、土地区画整理事業などを通じて多くの都市公園が整備され、良好な都市環境が形成されてきました。今後も、都市計画法、土地区画整理法などの関連法令に基づき、事業者による公園整備を指導し、良好な街区公園などを配置していきます。

ワークショップの実施

ワークショップでは、見学会、デザインゲーム（計画図・模型づくり、遊具や樹木えらび）、絵タイル製作会などを通じて公園のデザイン工程と一緒に体験したり、完成後の公園の活用方法や利用ルールを話し合ったりもします。

子どもからお年寄りまで、さまざまな世代の声やアイデアを活かせるようにしています。



■ワークショップ

身近な公園の利活用の推進

身近な公園は、子どもの遊び場だけではなく、地域のお祭りやスポーツ大会などにも使われています。地域の交流の場としてさらに公園を活用していけるように、地域連携による公園活用の仕組みを検討するなど、身近な公園の利活用を推進していきます。



■地域の交流

交流
K4-2

緑のまちづくり活動の推進



公園・街路樹愛護会や川を美しくする会といった清掃活動を行う市民団体や、活動承認団体、緑のパートナーといった自主的に企画立案を行い、公園などの主体的な管理運営を行う市民団体との連携を強化し、市民による緑のまちづくりの推進をはかります。

緑のパートナー・活動承認団体

「緑のパートナー」は、愛護会や活動承認団体での活動を経たのちに、市と活動に関する協定を締結して総合的な管理運営（自主的な企画立案と一定の責任分担）を行う市認定の団体です。

「活動承認団体」は、公園、街路樹、市民緑地などにおいて、掃除や除草活動に限定されない緑地保全や緑化活動を行う市が承認する団体です。

これらの団体の活動の支援や団体間の連携をはかることなどにより、さらなる協働の推進に取り組んでいきます。



■緑のパートナー活動の様子

公園愛護会・街路樹愛護会

「公園愛護会・公園特定愛護会」は、公園がいつもきれいで安全かつ楽しく利用できるように、公園管理を本市と協力して取り組む、市認定の地域住民による団体です。

「街路樹愛護会・街路樹特定愛護会」は、都市の美化などの高揚をはかるため、街路樹の愛護活動に本市と協力して取り組む、市認定の地域住民による団体です。

これらの団体の活動の支援や団体間の連携をはかることなどにより、さらなる協働の推進に取り組んでいきます。



■愛護会活動の様子

川を美しくする会

「川を美しくする会」は、本市と協力して河川などの環境を守り向上させるために、啓発活動と美化活動に取り組む市認定の地域住民による団体です。

これらの団体の活動の支援などを行い、さらなる協働の推進に取り組んでいきます。

交流
K4-3スポーツを通じた交流づくり
(第 20 回アジア競技大会)

令和 8（2026）年に本市及び愛知県において開催される第 20 回アジア競技大会は、本市が今まで経験したことのない規模の国際総合スポーツ大会です。

期間中には、過去大会の実績から、選手団（選手・チーム役員）約 1.5 万人、観客約 150 万人がこの地域を来訪すると見込まれており、本市では、第 20 回アジア競技大会を一過性のスポーツイベントで終わらせるのではなく、大会の開催効果をスポーツの振興をはじめ、交流人口の拡大、国際交流の促進、共生社会の実現、国際競争力の強化など、さまざまな分野につなげていくことが必要と考えています。

そのため、大会終了後の令和 12（2030）年頃を見据え、大会の開催を契機として本市がめざすまちの姿を明らかにするため「2026 アジア競技大会 NAGOYA ビジョン」を策定しています。



■ 2026 アジア競技大会
NAGOYA ビジョン

瑞穂公園

大会で活用する施設について、大会後も継続して大規模競技大会やイベントなどの誘致・開催に対応できるようにするとともに、アスリートだけでなく、すべての市民が安心・安全・快適に利用でき、にぎわいの拠点などとなるように、その後の活用を見据えた環境整備を進めるとともに、効率的な運営に取り組めます。

各種のスポーツ施設を備えた総合運動公園である瑞穂公園が、第 20 回アジア競技大会後も本市のスポーツ振興の拠点となるよう、令和 2（2020）年 7 月に「瑞穂公園マスタープラン」を策定公表しました。

今後は、体育館や陸上競技場をはじめとした施設整備を進めるとともに、市民の憩いの場や地域の防災拠点としての機能を視野に入れた公園全体の整備を推進します。



■ 名古屋市瑞穂公園
陸上競技場イメージ

交流
K4-4

「農」の拠点からの情報発信



本市には農業センター、農業文化園、東谷山フルーツパークの3つの農業公園があり、多くの方々に親しまれています。

これらの農業公園において利用者満足度を高めるため、イベントや市民講座の開催など、「農」に関わるさまざまな取り組みを展開し、さらなる魅力向上をはかります。

農業センター

農業センターは農とのふれあいを通じ、市民が農業知識の理解を深めることができる農業公園です。

都市農業のより一層の振興をはかり、市民が楽しみながら園芸・畜産などについて知識を得られるよう、年間を通じて各種の体験教室や講習会などを開催していきます。

また、さらなる魅力向上をはかるため民間活力の導入を推進します。



■農業センターのしだれ梅（天白区）

農業文化園

農業文化に接することができる農業公園であり、農業技術史コーナーや昆虫標本室を有する農業科学館、4つのテーマ温室を配置したフラワーセンターが中心的な施設となっています。

農業文化園は都市公園である戸田川緑地と隣接しており、地域の象徴的存在として緑地内に再現した水田を活用した講座やイベントを開催するなど、戸田川緑地との一体的な市民利用に配慮した「農」の情報発信の場としての活用をはかります。



■農業科学館（港区）

東谷山フルーツパーク

東谷山フルーツパークは、東谷山の豊かな自然を背景に、果樹栽培技術の普及・指導を通じて都市農業の振興をはかることを目的とした農業公園です。

園内には世界の熱帯果樹温室、果樹園、くだもの館など果樹をテーマにした施設を配置しており、果樹の観察や散策とともにシダレザクラの名所としても市民に利用されています。こうした資源を活かし、果樹の収穫体験や講座、定期的なイベント開催などにより、「農」の情報発信の場として活用をはかるとともに、市民利用サービスの充実につとめます。



■東谷山フルーツパーク（守山区）

交流
K4-5

「農」を通じた交流の場づくり



「農」に関わる体験などを通して、ゆとりと潤いのある暮らしを楽しむ「耕す市民」を応援します。

- ① さまざまな関心を持つ市民が気軽に「農」を楽しめる環境を整えます。
- ② 市民農園の開設と利用を促進します。
- ③ 趣味や生きがいとしての「農」からさらに一歩進んで農業にチャレンジする人を応援します。

市民水田・田んぼアートの展開

市民水田は、主に手作業で稲作を行う体験水田で、農家などから指導を受け、田植えから収穫までの一連の作業を通じて収穫の喜びを味わったり、水田の生きものを観察したりできます。港区において平成 21（2009）年度から実施しています。

田んぼアートは、葉の色が異なる古代米などを使って広大な田んぼに絵を描く取り組みで、市内有数の米どころである港区南陽地区において平成 23（2011）年度から実施しています。

こうした市民と農家との協働により、貴重な水田の保全をはかります。



■田植え



■稲刈り



■田んぼアート

市民農園の開設支援等

市民農園（貸し農園）は、市民が区画割した土地を有料で借りられる農園です。土にふれるとともに気軽に野菜づくりを楽しむことができます。現在、市が運営する市民農園には憩いの農園、コミュニティ農園、みのりの農園、市民菜園、分区園の 5 種類があります。さらに、農家や企業が開設している民間開設型市民農園もあります。本市では市民農園の開設補助も行っています（一定の条件あり）。

チャレンジファーマーカレッジの実施

チャレンジファーマーカレッジは、家庭菜園から一歩進んで、市内で農地を借りて耕作し、品質のよい農産物の栽培を手掛けてみたい方や、定年帰農など市内で耕作を始める方に、必要な栽培技術と知識を習得していただくために開催する講座です。

貸し農園や家庭菜園などで農作業の経験のある方などを対象とし、この講座を修了された方は、「農地バンク制度」に登録することができます。市内農地の保全のため、新たな農の担い手を育成していきます。

(5)【K5】“子育て・教育”の場としてみどりを活用する

子育て・教育 K5-1

魅力的な公園づくり（子育て・教育）



地域の身近な公園は、子どもたちの健全な育成の場となります。市民アンケートにおいても、身近にある小規模な公園の望ましい姿として「子どもが楽しく遊べる公園」の回答の割合が最も高くなっています。子育て支援施設の導入などにより、子どもが楽しく遊べるよう魅力的な公園づくりを進めていきます。

子育て支援施設の導入

本市では、子育て支援コーナーが整備されている公園があります。今後も整備の機会をとらえて、地域のニーズを踏まえながら「子どもが楽しく遊べる公園」づくりを進めていきます。



■ 幼児向けすべり台



■ 子育て支援コーナー



■ 休憩できるスペース

Column

都市公園法改正に伴う保育所の設置

平成 29（2017）年 6 月の都市公園法の改正により、都市公園内で保育所の設置が可能になりました。

本市では、令和 3（2021）年 3 月現在、1 か所の保育園が設置されています。

保育や公園に関する地域のニーズを把握し、都市公園が本来持つオープンスペースとしての機能を確保した上で保育所を設置することにより、公園が保育の場になることに加えて、園児やその保護者・保育者・地域住民などとの交流の場としての機能も促進され、公園の活性化につながります。



■ 社会福祉法人緑の丘福社会
ののかぜ保育園
(平和公園（千種区）)

写真提供：ののかぜ保育園
撮影：そあスタジオ

子育て・教育
K5-2

みどりの遊び場・学び場づくり



子どもからお年寄りまで、誰もが思い切り遊び、みどりに親しみ、みどりをはじめとした環境を大切にする心を育める、みどりの遊び場・学び場づくりを進めていきます。

プレーパーク・森のようちえん

プレーパークでは、過ごし方を子どもの思いに任せており、よほどのことがない限り、大人は見守り、指示や制限はしません。そして、この「禁止事項のない遊び場」が成り立つために、プレーパークは住民が中心となって、運営を進めています。

森のようちえんは、北欧発祥で 1980 年代に日本に導入されてきたとされており、NPO 法人森のようちえん全国ネットワーク連盟では、「自然体験活動を基軸にした子育て・保育、乳児・幼少期教育」と定義しています。ここでいう“森”は森だけでなく、海や川や野山、里山、畑、都市公園など、広義にとらえた自然体験をするフィールドを指しています。

本市においても、子どもたちの遊び場・学び場として、みどりの活用を進めていきます。



■てんぱくプレーパーク
(天白公園(天白区))

みどりの学習機会の拡大

生涯学習活動の拠点施設における緑化講習会、緑化関連施設を利用した講座の開催など、市民を対象としたみどりの学習機会を充実していきます。



■みどりの学習情報も掲載

出典：生涯学習 Web ナビなごや

子育て・教育
K5-3

みどり豊かな教育環境づくり



子どもたちにとって、みどりを通じた運動や遊びは、五感の発達や自然への愛着を高める役割があります。また、みどりはヒートアイランド現象の緩和にも貢献することから、みどり豊かで快適な教育環境の形成にも役立ちます。

こうしたみどりの機能を活かし、教育環境において花壇などの整備、グリーンカーテン事業などに取り組むことで、子どもたちが自然とふれあえる、みどり豊かな教育環境の創出を進めていきます。

また、「食」の根本を支える農業の大切さを伝える食農教育について、本市特産の農産物や地域に根差した伝統野菜を活用しながら、小学校などと連携した食農教育事業などを推進していきます。

教育施設等の緑化

施設の新築・改築の際に、外周部や屋上、壁面などの緑化を検討し、良質な教育環境の創出をはかります。



■吉根中学校（守山区）

フラワー・ブラボー・コンクール（FBC）の実施

学校花いっぱい運動の一環として、草花種子を配布し、学校ごとに育成管理、さらに学校花壇のコンクールとして表彰を行うフラワー・ブラボー・コンクール（FBC）を実施し、学校環境美化と情操教育の向上をはかります。



■港明中学校（港区）

小学校での食農教育（地産地消給食講師）の展開

本市では、児童の地産地消への理解と地元の農産物への関心を深めることを目的として、職員による出前授業や生産農家さんによる圃場見学を行っています。

この出前授業では、学校給食の「みんなで食べる！なごや産」の日において使用される名古屋産食材を教材にしています。



■出前授業の風景



■学校給食

子育て・教育
K5-4

みどりを通して歴史を学ぶ



本市の公園緑地などのみどりには、地域の歴史や文化と深い関わりのあるものがあります。三英傑にまつわる名所のほか、弥生時代、古墳時代の遺跡がいくつもあり、歴史に浸ることができます。そのため、このような歴史的資産を活かした魅力アップをはかっていきます。

中村公園

中村公園は、豊臣秀吉、加藤清正ゆかりの地で、中村公園記念館や大正天皇お手植えの松など多くの歴史的な資産を有する公園です。これまでに中村公園記念館の耐震化や、記念館周辺のほまれの広場・茶庭の再整備を進めてきました。

今後も、中村公園の歴史的資産を活かした魅力アップにつながるよう、地域と連携・調整をはかりながら施設の再整備を進めていきます。

桶狭間古戦場公園

桶狭間古戦場公園は、桶狭間の戦いの中心地で、今川義元の最期の地とされています。園内は、合戦当時の地形、城、砦などを模したジオラマ公園として整備されています。平成 31 (2019) 年 3 月には、公園の近くに桶狭間古戦場観光案内所がオープンするなど、今後も歴史的資産を活かした魅力の向上につとめます。

見晴台遺跡と笠寺公園

見晴台遺跡は、南区見晴町の笠寺公園周辺にひろがる、旧石器時代から室町時代にかけての遺跡です。残されている遺構の時期は、弥生時代中期から古墳時代初頭、およそ 2000 年前から 1700 年前が中心になります。

見晴台遺跡の発掘調査は、調査のほぼすべての過程を市民参加で実施することを特徴としています。各地で同様の体験発掘事業が行われていますが、長期間にわたって、発掘調査の各工程が体験できる見晴台遺跡の市民発掘調査は、全国的に見ても他に例の無い事業といえます。

歴史の里 しだみ古墳群

市内にある古墳の約 3 分の 1 にあたる 66 基の古墳が守山区上志段味で確認されており、限られた範囲に古墳時代を通じて造られた、大きさや形の異なるさまざまな特徴を持った古墳を見ることができる全国的にも珍しい「リアル古墳図鑑」です。

本市では、こうした貴重な古墳群と周りの豊かな自然環境を将来にわたって守り伝えていくために「歴史の里 しだみ古墳群」として整備しました。古墳を巡る拠点施設である「体感！しだみ古墳群ミュージアム」では、しだみ古墳群の出土品の展示、古墳時代を体感できる体験活動のほか、古墳ガイドツアーも実施しています。

今後も、古墳時代の営みなどの歴史学習と自然体験を通じて、子どもから大人まで楽しみながら歴史を学ぶことができるように運営していきます。

(6)【K 6】“健康・福祉”の場としてみどりを活用する

健康・福祉 K6-1

魅力的な公園づくり（健康・福祉）



地域の身近な公園は、心身の健康増進に役立つことが期待されます。市民アンケートにおいても、身近にある小規模な公園の望ましい姿として「健康づくりができる公園」を求める意見も一定の割合があります。健康器具系施設の導入や健康をテーマにしたイベントの実施などにより、市民がいきいきとした生活が過ごせるような魅力的な公園づくりを進めていきます。

健康器具系施設の導入

本市には、身近な公園で手軽に運動が楽しめ、健康の維持と増進をはかることのできる施設として、ジョギングコースや健康増進を目的とした施設が整備されている公園があります。

今後も整備の機会をとらえて、地域のニーズを踏まえながら、健康器具系施設の導入を進めていきます。



■ツイスト



■平行棒



■背のばしベンチ

健康をテーマにしたイベントの実施

公園緑地をはじめとしたみどりににおいては、ランニングやウォーキングといった利用のほか、ヨガのイベントなど、健康増進に関わる幅広いイベントが実施されています。

みどりがより一層、健康づくりや地域の交流の場となるよう、引き続きイベントを実施していきます。



■青空ヨガ教室

Column

ウェルネスガーデンと志賀公園

平成 27（2015）年 7 月にクオリティライフ 21 城北の敷地内にウェルネスガーデンがオープンしました。ウォーキングコースやセンターラーフ（屋根付き広場）などの施設があり、誰でもご利用いただけるようになっています。

志賀公園が隣接しており、ウェルネスガーデンと連携したみどりの利用による相乗効果の発揮が期待できます。



■ウェルネスガーデン

健康・福祉
K6-2みどりの中でスポーツを楽しむ
（都市公園の活用）

公園には、広場や有料公園施設などスポーツやレクリエーションの場として、健康増進などをもたらす機能があります。スポーツを切り口として、公園利用者などのアイデアを取り入れ、地域住民の理解が得られる場合には、スポーツ施設を設けるなど、みどりの中でスポーツを楽しめる公園づくりを進めていきます。

施設整備後においても、利用調整や利用ルール、施設の不具合の早期発見などにおいて、公園利用者と施設管理者が連携しながら、管理運営を進めていきます。

庄内緑地

庄内緑地は、庄内川の小田井遊水地を利用した公園で、「水と緑と太陽」がテーマの総合公園です。緑地内には、約 3.5ha ある市内有数の芝生広場を中心に、わんぱく広場、バラ園、ピクニック広場、シンボルツリー（ケヤキ）、サイクリングコースなどがあります。

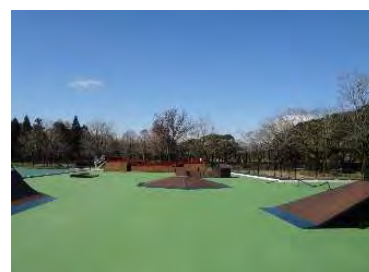
平成 31（2019）年 4 月には初心者から中・上級者まで技量に応じて楽しめるスケートパークが完成しました。今後もスポーツを楽しめる公園づくりを進めていきます。



■ケヤキと芝生広場



■サイクリングコース



■スケートパーク

若宮大通公園

市制 100 周年記念事業の一環として整備された若宮大通公園は、都市高速道路高架下の空間を活用した公園です。

フットサル、テニス、バスケットボール、ホッケー、スケートボード、ゲートボールなど、さまざまな年代の利用者がスポーツを通じて交流できるよう、機会をとらえながら再整備を進めていきます。



■フットサルコート

スポーツ施設利用者と連携した公園の管理運営

スポーツをきっかけにした結びつき（大学サークルなど）を施設の管理運営につなげることで、利用調整やルール設定、施設の不具合の早期発見などが期待されます。今後も、公園利用者と施設管理者の連携を進めていきます。

健康・福祉
K6-3

みどりをお散歩して健康づくり



本市の樹林地や並木、緑道、公園緑地などのみどりは、市内に広く分布し、それぞれに個性的な魅力があります。

引き続きこのようなみどりを整備・保全・維持管理するとともに、散策ルートの普及やウォーキングイベントの開催などを通じて、みどりによる健康づくりを促進していきます。

なごやのみどりお散歩マップの周知・PR

東部丘陵地の樹林地や社寺林、名木、美しい並木などを散策マップの中で紹介しています。散歩を楽しみながら、身近なみどりの存在や魅力に気づくことが期待できます。

<コース一覧（令和3年3月現在）>

	コース名	区	延長
①	大高の歴史とみどりを巡る	緑区	7.2km
②	扇川・滝ノ水の花とみどりを巡る	緑区	7.2km
③	徳重・平針の水辺とみどりを巡る	緑区～天白区	7.6km
④	鳴海・相生山の歴史とみどりを巡る	緑区～天白区	7.3km
⑤	天白の池とみどりを巡る	天白区	4.3km
⑥	天白・八事の川とみどりを巡る	天白区～昭和区	8.3km
⑦	八事・東山の森とみどりを巡る	昭和区～千種区	4.4km
⑧	東山・覚王山の森とみどりを巡る	千種区	5.7km
⑨	覚王山・香流川の花とみどりを巡る	千種区～守山区	8.0km
⑩	大森・小幡の水辺とみどりを巡る	守山区	6.5km
⑪	小幡・志段味の風景とみどりを巡る	守山区	7.5km
⑫	志段味・東谷山の歴史とみどりを巡る	守山区	5.3km



■お散歩マップ

ウォーキングイベント等の開催

魅力あるスポットを訪ね歩きながら楽しむウォーキングイベントなどを開催し、普段気づかなかったみどりの魅力を知ってもらうきっかけにするなど、より多くの方にみどりへ愛着を持っていただく機会とします。

また、バス・鉄道といった交通機関などとも連携し、より多くの人に市内のみどりを知っていただけるような取り組みを進めていきます。



■ウォーキングイベント



健康・福祉
K6-4

誰もが使いやすい公園づくり



年齢や障害の有無、体格、性別などに関わらず、多くの人が利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえた公園づくりをめざして、機会をとらえて公園の整備を進めていきます。

公園のバリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応

公園の整備にあたっては、「福祉都市環境整備指針」に定められた技術的基準に基づいて、都市公園への出入りや公園内での移動のしやすさに配慮した園路・スロープ、各種案内板の整備・改修、高齢者や障害者に配慮したトイレ、水飲み場、休憩施設、視覚障害者誘導ブロックなどの設置・改修につとめます。

公園トイレについては、利用状況や老朽化の進行度などを把握した上で、便器の洋式化などを含めたトイレの環境改善に向けた取り組みを進めます。

また、遊具などについても、ニーズを踏まえながらユニバーサルデザインへの対応を検討していきます。



■スロープ



■公園トイレ



■公園トイレの多目的ブース

Column

誰もが花を楽しめる環境づくり

本市では、平成 31（2019）年 3 月に、鶴舞公園の香りの園をリニューアルしました。

香りの園では、点字案内板による施設案内や、手すりの点字プレートによる植物紹介など、目が不自由な方にも楽しんでいただけるようになっています。また、車いすに対応したレイズドベッド（立ち上がり花壇）により、近くで花を観賞することもできます。

さらに、鶴舞公園では、市民活動団体や園芸福祉士の方々と、花壇の手入れを行っています。みどりを五感で感じることは、心身に潤いや癒しを与え、健康の維持・回復、生活の質の向上などの効果が期待できます。



■点字案内板



■レイズドベッド



■園芸福祉花壇

健康・福祉
K6-5

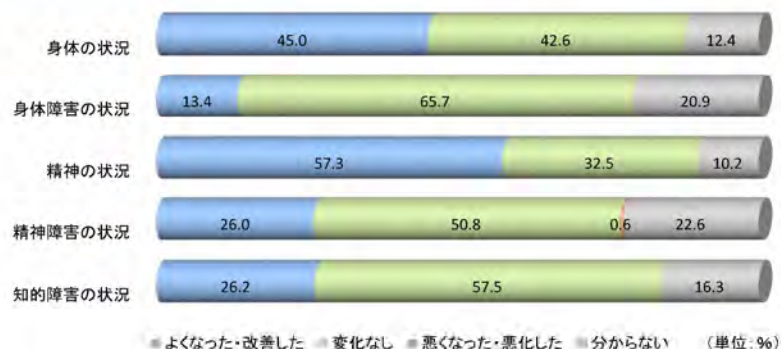
農福連携



近年、福祉分野において、農業・園芸活動を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果などが改めて評価されています。その中で、農業分野での活躍を通じて障害者などの自信や生きがいを創出し、その社会参画を促す農福連携の取り組みが全国各地で進められています。本市においても、農福連携の取り組みを支援していきます。



○ 農業活動の効果について、障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査を実施した結果、45.0%が身体が、57.3%が精神の状況がよかった・改善したと回答しています。



出典: 「農と福祉の連携についての調査研究報告」(特定非営利活動法人日本セルフセンター)
注: 障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査(平成25年度実施)

■ 農作業と健康について

出典: 農福連携に関するパンフレット「福祉分野に農作業を」(令和元(2019)年9月)

（7）【K 7】 自然“環境”や生活“環境”をみどりで豊かにする

環境 K7-1

協働による樹林地等の保全



これまでに策定した「樹林地維持管理計画」に沿って、緑のパートナーなどの市民活動団体と行政の協働により樹林地・湿地の保全活動を進めることで、生物多様性保全の取り組みを継続していきます。

八竜緑地

八竜緑地は東部丘陵地の北端に位置し、標高 90m、東海丘陵要素と呼ばれるトウカイコモウセンゴケやシラタマホシクサなどが生育する約 5,000 m²の八竜湿地と、これを取り囲むコナラ、アカマツなどの樹林地があり、下流部にはこれらの水を集めるため池（新池）があります。

市民活動団体や教育機関、行政などの連携により、一層の保全活動の進展と地域における緑地保全への理解促進に取り組んでいます。



■八竜緑地の湿地（守山区）

滝ノ水緑地

滝ノ水緑地は、滝ノ水川の水源となる「滝ノ水北池」を擁する面積 4.42ha の都市緑地です。丘陵地と湿地とため池からなり、かつての面影を残す貴重な自然が残されたオアシスとして、また人と自然とのふれあいの場として、平成 3（1991）年の開園から地域に親しまれています。

市民・企業・行政などの役割分担を進めて活動することにより、地域の財産としての緑地の価値と認識を一層広めるよう取り組んでいます。



■滝ノ水緑地のため池（緑区）

新海池公園

新海池公園は面積 7.11ha の都市公園で、樹林地を有し、新海池（ため池）と隣接する公園です。公園南部には、市内でも貴重で重要な約 2.5ha の天然生林があります。

市民活動団体や行政などの連携により、一層の森づくり活動の進展と地域住民の理解促進に取り組んでいます。



■新海池公園の樹林地（緑区）

島田緑地

島田緑地は、「地域の環境向上」と「人間と自然との共生」をテーマとしたビオトープ公園であり、都市化が進む中で、往時の自然の姿を残す貴重な場所となっています。この緑地には、湧水による池と湿地があり、トウカイコモウセンゴケやシラタマホシクサ、湿地固有の昆虫であるハッチョウトンボやヒメタイコウチなどが生育・生息しています。

市民活動団体や行政などの連携により、一層の保全活動の進展と地域における緑地保全への理解促進に取り組んでいます。



■島田緑地の湿地（天白区）

環境
K7-2

都市計画公園緑地内の樹林地保全



本市では、長期的なまちづくりの視点に立ち、都市計画公園緑地として、あらかじめその区域を都市計画に定めています。宅地化が進む中、市内の樹林地は減少し、樹林地の孤立や細分化が進んでおり、現在、東部丘陵地に残されたまとまりのある樹林地の大部分が都市計画公園緑地内にあり、これらの樹林地の重要性は年々高まっています。

引き続き長期未整備公園緑地の事業推進（用地取得、整備など）に取り組むとともに、用地取得までの期間においては、良好な樹林の保全と育成をはかるため、市民参加によるオアシスの森づくり事業の推進に取り組んでいきます。

長期未整備公園緑地の事業推進

公園緑地のうち、都市計画決定後、長期間経過しており、買収が必要な民有地が存在している長期未整備公園緑地については、今後も公園緑地の事業推進に時間を要するため、関係権利者の方々に対して建築制限がかかるなど、将来の生活設計が立てにくい状況にあります（令和3（2021）年3月現在・長期未整備公園緑地 29 公園）。

こうした課題に対応するため、10 年を単位とした事業着手の時期を示した長期未整備公園緑地の整備プログラムを策定し、これに基づき計画的に事業を推進していくとともに、公園緑地を取り巻く状況の変化など必要に応じて見直しも検討していきます。

なお、現在、相生山緑地などで民有樹林地などの用地取得を進めています。

オアシスの森づくり事業の推進

都市計画公園緑地として計画された区域内には多くの民有樹林地が残っており、みどりの保全・活用のためにはできるだけ早く買収し、誰もが利用できるように整備することが必要です。しかし、これら樹林地の面積は膨大であり、事業を実施するには多くの資金と時間を要します。

そこで、都市計画決定後、長期間を経過しているにも関わらず事業に着手していない長期未整備公園緑地では、区域内の樹林地について、先行取得地と借地した民有樹林地を「オアシスの森」として市民開放し、市民に自然との身近なふれあいの場を提供しています。オアシスの森では、市民と市が一体となって、専門家などの助言を得ながら良好な里山を育てていきます。



■相生山緑地（天白区）



■猪高緑地（名東区）



■細根公園（緑区）

環境
K7-3

民有樹林地の保全



民有地の樹林地を保全していくためにはさまざまな法制度があります。これらの制度を活用し、グリーンインフラとしての樹林地を保全するとともに、良好な都市環境の形成をはかり、健康で文化的な都市生活の確保につなげていきます。

保存樹・保存樹木・保存樹林制度によるみどりの保全

保存樹・保存樹木・保存樹林は「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」及び「緑のまちづくり条例」に基づき、幹周り、樹高、面積など一定の基準にしたがって指定するものです。

これにより、都市の美観、風致の維持と健全な環境の維持・向上をはかります。

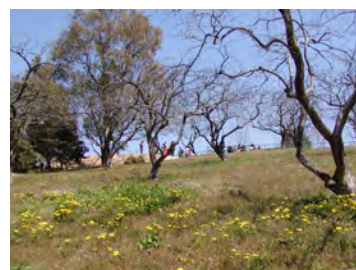


■熊野三社のクスノキ（南区）

市民緑地契約制度によるみどりの保全

市民緑地契約制度は、良好な都市環境を確保するため、土地所有者などと市が、区域、施設整備、管理の方法などを定めた契約を結び、市が管理して広く市民に開放する制度です。

従来から本市独自の制度としてあった「緑化木公園」という制度から市民緑地に移行した創出型のタイプと、民有樹林地を借地しベンチや散策路などの整備によって市民緑地として公開している保全型のタイプがあります。



■大将ヶ根市民緑地（緑区）

特別緑地保全地区制度によるみどりの保全

自然環境のすぐれている緑地（無秩序な市街化や災害などの防止に資する緑地、地域において伝統的・文化的意義を有する緑地、風致・景観がすぐれている緑地、動植物の生息地・生育地として保全する必要がある緑地）を特別緑地保全地区に指定しています。建築行為など一定の行為の制限などにより、みどりの保全をはかるものです。

また、特別緑地保全地区のみどりを健全で良好な緑地として保全するために、倒木のおそれのある危険樹木や、公道などへ著しく越境しているなど支障となっている樹木の伐採・剪定にかかる費用の一部助成を行います。

今後も土地所有者の方々と協力してみどりの保全につとめていきます。

■熱田神宮特別緑地保全地区
（熱田区）■八竜緑地特別緑地保全地区
（守山区）■名古屋城特別緑地保全地区
（中区）

環境
K7-4

都市農地の保全



農地は、雨水流出抑制や景観の維持といった機能があります。そのため、農業生産の基盤となる優良農地などを守っていきます。

生産緑地地区の指定・継続

本市では、生産緑地法に基づき、指定面積の緩和や一定の条件のもと駅そば市街地の農地も指定を可能にするなど市街化区域内農地の保全に取り組んでいます。

また、本市の生産緑地地区の多くは令和4（2022）年に指定後30年を迎えることから、その後も優良農地として保全するよう、特定生産緑地に指定し、生産緑地地区の継続につとめていきます。

農地中間管理事業の活用

本市では、農地中間管理事業法に基づき、農業の効率化・高度化を目的に市街化調整区域内農地の集積・集約を推進し、優良農地の保全に取り組んでいます。

生産基盤の確保

農業用水路、排水機場、農道などの生産基盤は、良好な生産活動を行うためには不可欠です。

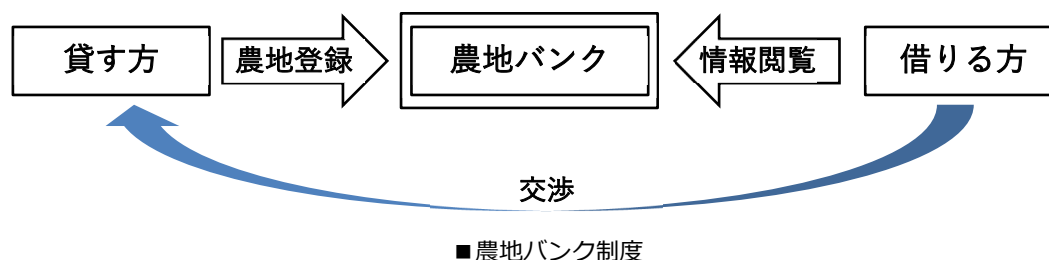
本市は、こうした施設について、地域と協働して維持管理や長寿命化に取り組むとともに、担い手による利用集積の進展に応じた整備につとめていきます。



■水路の寿命を延ばす補修（港区）

農地バンク制度の運用

農地所有者の高齢化などが原因で、農地として十分に活用されていない農地が発生しています。本市は、農業委員会による農地の利用状況調査などによる実態把握をもとに、適切に耕作されるよう促します。さらに、農地バンク制度などを介して、農地を利用したい個人や事業者により、このような農地が活用されるようはたらきかけていきます。



出典：本市公式ウェブサイト

環境
K7-5

藤前干潟の保全



藤前干潟は伊勢湾最奥部に位置し、愛知県西部の庄内川、新川、日光川の3河川が合流する河口部に位置しています。潮が最も引いたときには、238haという広大な干潟が現れます。

藤前干潟は、大都市港湾、工業地帯に囲まれているため、周辺で大規模な埋立てが進められてきた中でわずかに残されました。干潟の一部にごみ処分場が計画された時には市民・研究者と行政の最終判断により断念され、これが契機となって本市はごみ減量化に大きな一歩を踏み出しました。

このように藤前干潟は自然環境の保全上重要な場となっただけでなく、大都市が循環型社会への取り組みを大きく推進させる転機となった好例としても大きな意味を持っています。生命のすばらしさや干潟環境の美しさ・豊かさ、循環型社会のあり方を“楽しみながら考える場”として藤前干潟の可能性は大きいです。

藤前干潟の保全と活用に向けた取り組みの実施

藤前干潟の魅力を市民の皆さんに伝えていくため、本市、環境省、愛知県、NPOなどが協力し藤前干潟ふれあい事業としてさまざまなイベントを行っています。

周辺には、次の3つの拠点となる施設があります。

- ・野鳥観察館・・・備え付けの望遠鏡で干潟の水鳥を観察する施設。
- ・稲永ビジターセンター・・・渡り鳥など干潟の生きものに関する展示、解説による総合的環境学習の場。
- ・藤前活動センター・・・干潟とのふれあいや自然体験型学習の場。



こうした拠点施設を活かして、ラムサール条約の目的である、国際協力によって、湿地の保全のみならずワイズユース（賢明な利用）を進めていくことに取り組んでいきます。

Column

ラムサール条約湿地とは？

平成14（2002）年11月に、藤前干潟は国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録されました。

登録の理由は、次の3点です。

- ① 2万羽を超える水鳥を定期的に支えていること
- ② 動植物のライフサイクル上の重要な段階を支えていること
- ③ 国際的に絶滅のおそれのある種または生態学的群集の生存にとって重要だと考えられること

なお、ラムサール条約湿地に登録されるためには、鳥獣保護区特別保護地区に指定されるなど、将来にわたって、自然環境の保全がはかられることが必要です。



■オナガガモと干潟
写真提供：野鳥観察館

環境
K7-6

なごやの森づくり



東山の森づくりや西の森づくりをはじめ、市内の樹林地や湿地において、市民協働により里山環境の保全・育成や、自然とのふれあいを推進するなど、次世代に引き継ぐ「なごやの森」を育てます。

東山の森づくり（東山公園・平和公園エリア）

東山公園・平和公園一帯は、市内で最も豊かな樹林地を有する地域となっています。

「なごや東山の森づくり基本構想」に基づき、名古屋のみどりのシンボルとなるような森づくりを進めるため、市民・事業者・行政など、多様な主体との連携により、里山環境の保全や自然とふれあう活動に引き続き取り組みます。



■東山の森づくりにおける収穫活動



西の森づくり（戸田川緑地エリア）

戸田川緑地において平成12(2000)年度より市民・事業者、行政などのパートナーシップにより、苗木を植え、豊かな森を育てる「西の森づくり」を推進してきました。

今後も引き続き間伐や下草刈りなどの育樹活動に取り組み、豊かな森を次世代に引き継いでいきます。



■西の森づくりにおける育樹活動

環境
K7-7

エコライフの推進



暮らしの中に花や樹木などのみどりを取り入れることは、彩り豊かなまちの景観づくりにつながり、ヒートアイランド現象の緩和など環境の保全や、心のやすらぎなど健康・福祉の観点からも生活環境を豊かにしてくれます。こうしたことから、エコライフの取り組みを推進していきます。

緑のカーテンで暮らしに潤いを

日差しをさえぎって室温の上昇を抑えることは、エアコンの使用量が減り、省エネ効果があります。ゴーヤやアサガオなどつる性の植物でつくる緑のカーテンは、植物の持つ蒸散作用により、すだれや断熱シートよりも温度を下げる効果があります。

緑のカーテンづくりに取り組む人を増やすため、環境デーなどや地域環境イベントにおいて緑のカーテン講習会を実施するほか、平成28（2016）年度から、「なゴーヤ隊」を募集しています。なゴーヤ隊は、緑のカーテン写真コンテストや、翌年の新たな参加者に配布する種の寄附を募っています。

今後も緑のカーテンの普及啓発を進めていきます。



■なゴーヤ隊の取り組み



■緑のカーテンの効果

植物性廃棄物（落ち葉、剪定枝等）のリサイクル

本来、樹木が葉を落とすことは、植物としての生命を維持していくための大切な活動です。人の生活の中では、不要物（ごみ）として扱われることもありますが、自然界では、落ち葉は微生物などによって分解されて土へと還り、再び植物の養分として利用されています。

落ち葉を通じて自然のサイクルにふれることは、食物連鎖をはじめとした人と他の生きものとの関係に気付き、人の生活が自然の恩恵の上に成り立っていることを学ぶよいきっかけとなります。樹木について、まち中を彩るものといった観点だけでなく、そういった目で落ち葉を見て、落ち葉リサイクルについての普及啓発を広げていきます。

また、公園・街路樹などの維持管理で発生する剪定枝や刈草についても、チップ化による再利用を進めていきます。

環境 K7-8

公共施設緑化の推進



行政には、みどりの重要性を市民や事業者に対して示し、率先してみどりの創出に取り組む姿勢が求められます。民有地緑化における先導的役割を果たすため、市内にある区役所や病院、福祉施設といった、日常生活の中で多くの市民が訪れる公共施設において、敷地周辺の生垣化、建築物の屋上・壁面緑化、駐車場の緑化を積極的に進め、市民や事業者のみどりに対する愛着や意識の向上をはかります。

公共施設緑化のガイドラインの運用

公共施設の緑化に関する市の基本的な方針、立地条件・施設の種別などに応じた緑化の手法などを取りまとめたガイドラインを活用して、公共施設の緑化を推進します。

先導的役割を果たすための取り組みの実施

市の建築物を新築・増築する際の緑化は、緑化地域制度に定めた緑化率の最低限度に 5% 上乗せして緑化を行っています。

今後も市内の各所で公共施設の緑化の取り組みを進めていきます。



■フェンス緑化
(北区役所楠支所)



■壁面緑化
(荒子川公園ガーデンプラザ)



■駐車場緑化
(緑土木事務所)

環境
K7-9

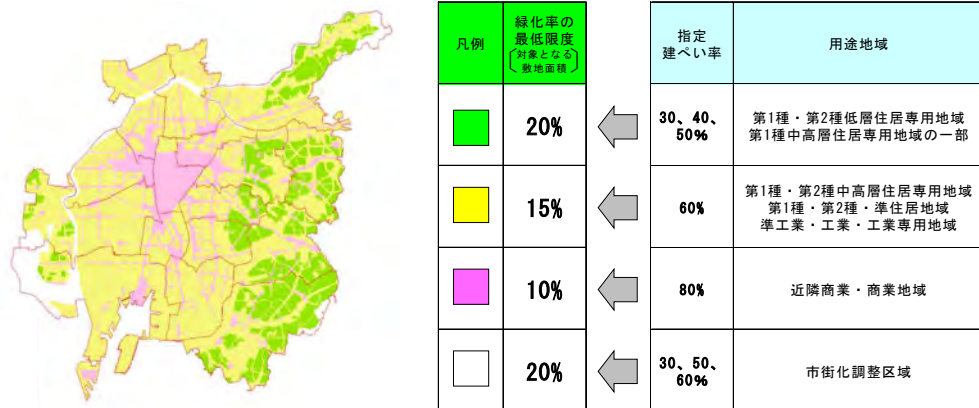
民有地緑化の促進



良好な都市の環境づくりを進めていくため、緑化地域制度や風致地区、みどりの補助金などの取り組みを進めることで、民有地の緑化を促進していきます。

緑化地域制度等の運用

都市緑地法に基づく緑化地域制度及び緑のまちづくり条例に基づく規定により、建築物の新築・増築の際に、一定割合以上の緑化を義務づけるものです。今後も緑化地域制度などを運用して、質の高い民有地緑化を促進していきます。



■緑化地域制度などの指定状況、緑化率の最低限度

風致地区の指定・継続

良好な自然環境を形成している土地の区域のうち、都市の風致の維持が必要な区域に風致地区を定めることにより、建築の規制などを行い、自然的な要素にとんだ土地の保全や緑と調和した住宅地の形成をめざします。



■風致地区

みどりの補助金（名古屋市民有地緑化助成事業）

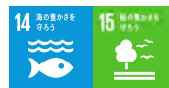
みどりの補助金（名古屋市民有地緑化助成事業）は「あいち森と緑づくり税（愛知県税）」を財源として、一定の規模などの条件を満たす生垣緑化、屋上・壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化に対する助成を行っています。

この制度を引き続き運用し、民有地の緑化を促進していきます。



■みどりの補助金

環境 緑の現況調査 K7-10 (緑被率等のモニタリング)

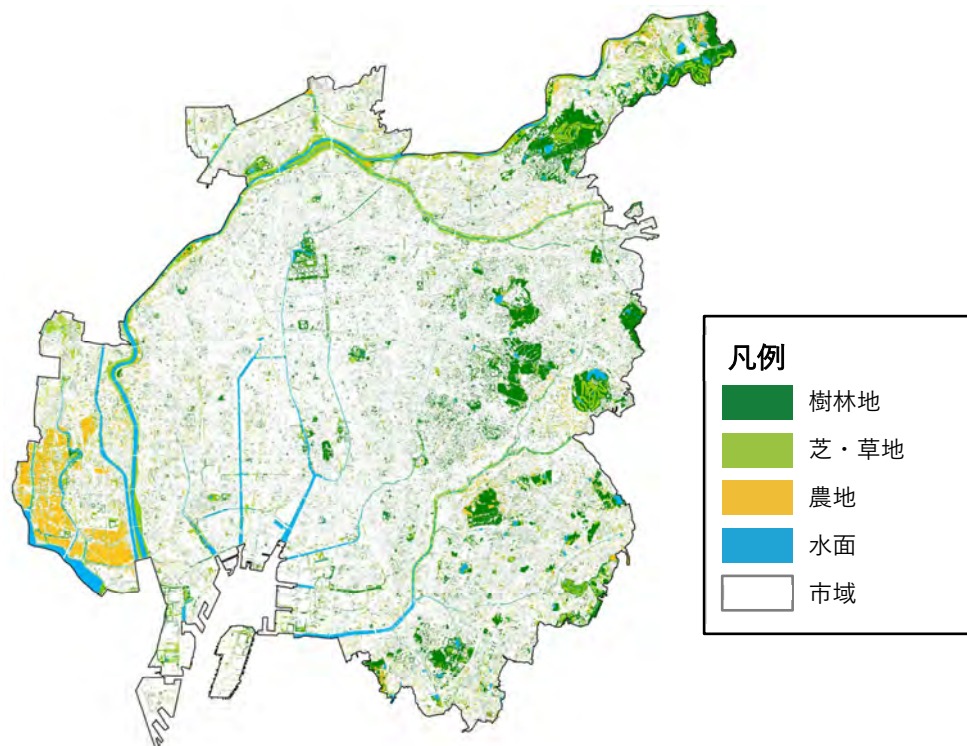


本市では、みどりの現況や推移を把握し、今後の緑化施策などの基礎資料とすることを目的として緑の現況調査を実施しています。また、緑地行政のみならず、まちづくりに関連した他の分野でも活用できる重要な基礎調査となっています。

この調査では、緑のまちづくり条例に基づき、平成2（1990）年から5年ごとに継続して緑被率などの調査を実施しています。今後も引き続き、みどりの状況を定期的にモニタリングしていきます。

緑被率調査の実施

緑被率とは、「みどりの面積が市域面積に占める割合」のことで、本市では樹林地、芝・草地、農地、水面を対象にしています（詳細は P.12 (3) 参照）。



■令和2（2020）年 緑被地図

出典：緑の現況調査報告書（R2）

緑視率調査や沿道緑化率調査の実施

緑視率とは、人の視野に占める「緑の面積」の割合であり、市民が目にする緑の量を把握することができます（詳細は P.12 (4) 参照）。

沿道緑化率とは、民有地などの敷地の接道延長に対する植栽（生垣や壁面緑化など）の延長を割合で示したものであり、沿道の緑化状況を把握することができます（詳細は P.13 (5) 参照）。

緑視率調査や沿道緑化率調査などにより、市民にとって実感しやすいみどりの量を把握し、今後の緑化施策等につなげていきます。

環境
K7-11

みどりに気づき、学び、行動する



市民や事業者などが、みどりの多面的な効果（8 K）や環境問題などについて、「参加して知る」、「交流して理解を深める」、「行動の輪の拡大」という3つのステップから施策を展開していきます。

STEP1「参加して知る」 ～みどり・環境に対する関心・意識の向上～

「緑のまちづくりフォーラム」、「環境デーなごや」などのイベントや自然観察会などを通じて、持続可能な社会の大切さなど、関心・意識の向上につながる機会の充実に取り組みます。



■みどり・環境に関する各種イベントの様子

STEP2「交流して理解を深める」 ～学んだことを実践につなげる～

分野や主体、世代を超えて交流し、学び合うことで、新たな発見や気づきが得られ、活動の輪が広がります。そうした立場を超えて学び合える場を積極的につくっていきます。

環境学習拠点である「エコパルなごや」などを活用して、多様な主体が交流できる場を創出していきます。



■エコパルなごや（中区）

STEP3「行動の輪の拡大」 ～主体的に行動する人のネットワークづくり～

さまざまな分野や主体、世代を超えた交流を行うことで、主体的に行動する人のネットワークができていきます。

こうしたネットワークを活用しながら、地域の活動を支援していくとともに、SDGs の取り組みを進めていきます。



■なごや環境大学×SDGs

出典：なごや環境大学ガイドブック

環境
K7-12

生物多様性保全活動の推進

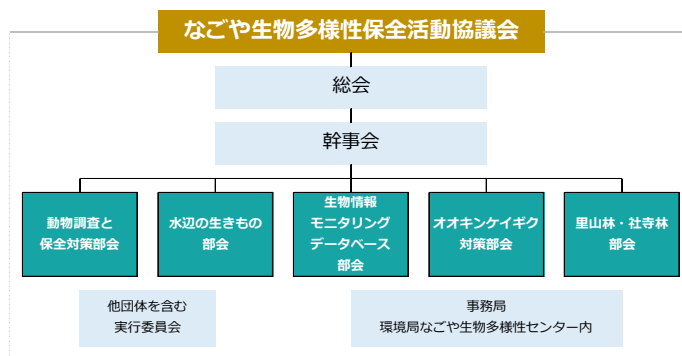


本市では、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」をめざし、引き続き市民協働により身近な自然の保全・再生に向けた取り組みを進めています。

なごや生物多様性保全活動協議会の活動の展開

平成 23 (2011) 年 5 月に、従前の「名古屋ため池生物多様性保全協議会」から対象範囲・活動内容、さらに組織体制と人材を拡充し、「なごや生物多様性保全活動協議会（以下「協議会」といいます。）」を設立しました。

これからも「なごやに生息・生育する生物及びその環境を継続的に調査し、生物多様性の現状を把握するとともに、外来種防除などを通し、身近な自然の保全を実践する」という協議会の設置目的のもと、活動分野ごとの部会において活動の展開を進めています。



■協議会の組織・構成（令和 3 年 3 月末時点）



■細口池公園における活動（天白区）

なごや生物多様性センターの運営

なごやでは、COP10 の誘致・開催を契機として、身近な自然の保全に取り組む地域の活動がますます活発に行われています。この動きを発展させていくため、本市では、なごやの生きものに関する情報を次世代へ伝えるため、発信するとともに、なごやの身近な自然の調査・保全活動を推進する「なごや生物多様性センター」を平成 23 (2011) 年 9 月に設立しました。

これからも、センターの次の 3 つの役割と機能について、取り組みを進めています。

- ①生きものに関する情報の収集・発信（標本・写真、レッドリスト・レッドデータブックなど）
- ②生きものの調査・保全活動の市民協働による実施（協議会の事務局、市民調査員など）
- ③連携・交流とネットワークづくり（大学、研究所などとの相互協力、市民活動団体への支援など）

なごや市民生きもの調査員

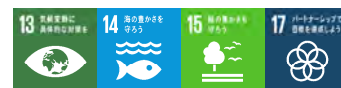
市民を対象に、協議会が実施する調査やイベントなどに参加する仕組みとして、「なごや市民生きもの調査員」を募集しています。

登録した市民へは、イベントなどの募集情報を随時案内しています（令和 2 (2020) 年 3 月 31 日現在・登録者数 919 名）。



環境 K7-13

生物多様性の主流化



私たちの暮らしを支えている生物多様性を守ることやその恵みを持続可能に利用することの大切さを広め、市民・事業者の生物多様性に配慮した行動を促します。

なごやグリーンウェイブの展開

グリーンウェイブは、国連が定める「国際生物多様性の日」である5月22日の午前10時に、世界中で植樹などを行い、生物多様性について考えるきっかけとする活動です。

本市は、平成30（2018）年3月に国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）が認定するグリーンウェイブオフィシャルパートナーに任命されており、市内のグリーンウェイブ活動のさらなる促進をはかります。



■小学校での植樹の出前講座

なごや生きものポータルサイトの運営

なごや生物多様性センターに蓄積された多くの生きもの情報や写真などを広く発信し、市民・事業者などの自主的な学習や啓発活動などに活用できるウェブサイトを開設しています。

生物多様性の普及啓発

生きものに関する講座やイベントを開催し、生きものや標本にふれたり見たり、身近な生きもの・自然に関わる楽しさを感じる機会を提供していきます。

今後は生物多様性の主流化を一層進めるため、多くの人を訪れるまちなかのみどりを活用して生物多様性の大切さを伝えるなど、さまざまな手法で普及啓発をはかっていきます。



■なごや生物多様性センターまつり
（天白区）

環境

K7-14

みどりに活かす財源の確保



みどりの多面的な効果（８Ｋ）が持続的に発揮されるためには、みどりを適切に保全していく必要があります。そのため、寄附金やクラウドファンディングなど多様な手法により、みどりの保全の財源確保につとめていきます。

ふるさと寄附金（納税）の活用

本市は、ふるさと納税の対象となる団体として総務大臣により指定を受けています。

みどりに関係する寄附金を始め、33 種類の寄附金メニューから、寄附金の目的や使い道を選ぶことができます（令和 3（2021）年 3 月現在）。



■リーフレット

＜みどりに関係する寄附金＞

名称	内容
公園事業寄附金	鶴舞公園、名城公園をはじめとする本市の公園の魅力アップや利用者サービスの向上に役立ってます。
街路樹保全事業寄附金	街路樹はまちに彩りや潤いを与え、住みやすい生活環境をつくり出し、災害の防止や生きものの生息空間としても役立っています。街路樹の診断や治療、植替えなどに役立ってます。
里山保全寄附金	都市化の進展により、里山が減少し、残された里山も人の手が入らなくなり、うっそうとした暗い森になってしまいました。混み合った樹木の間引きや枯れ木の撤去などに役立ってます。
東山動植物園寄附金	開園 100 年を迎える 2036 年に向け、東山動植物園がより魅力的になるための施設整備などに役立ってます。
しだれ梅寄附金	全国有数の規模を誇る農業センターのしだれ梅園において、これから何年先もこの魅力あるしだれ梅を残していくため、しだれ梅の剪定などに役立ってます。
地産地消推進寄附金	朝市・青空市のさらなるにぎわいをはかるため、名古屋市産の農作物が買える朝市・青空市・直売所等を載せたマップの作製などに役立ってます。
堀川再生寄附金	“うらおいと活気の都市軸・堀川”の再生をめざし、堀川の浄化やにぎわいづくりに役立ってます。
なごやの水源・木曽三川流域連携事業寄附金	安全でおいしい水をお届けするため、木曽三川流域の自治体が行う水環境保全活動に必要な用品の購入をはじめ、流域の魅力を発信するためのイベントなどに役立ってます。
環境保全事業寄附金	環境保全に関する知識の普及や、地域における環境保全活動の支援、省エネ効果の高い設備の導入などの環境に配慮した公共施設の整備等、環境保全に関する事業に役立ってます。

森林環境譲与税の活用

森林環境譲与税とは、市町村が実施する間伐や林業界の人材育成、木材利用の促進などに関する費用、並びに都道府県が実施する市町村による森林整備に対する支援などに関する費用に充てることができる税です。

この税を活用して、本市として守っていくべき樹林地である特別緑地保全地区などについて、間伐などを実施することで樹林地の健全な育成をはかっていきます。

（8）【K 8】“危機管理”効果をみどりで発揮する

危機管理 K8-1

公園等の防災機能の充実（防災公園等）



本市においては、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されています。このような震災時には、市民の一次的避難や自衛隊・警察・消防などの活動拠点等として、みどりの危機管理の効果の発揮が求められます。

そのため、防災公園の整備や避難地の確保などのハード面の取り組みを進めるとともに、地域と連携した防災訓練等の実施などのソフト面の取り組みを進めていくことで、災害に強いまちづくりを進めていきます。

防災公園の整備・災害対応型施設の導入

「名古屋市災害対策実施計画（平成 31（2019）年 3 月策定）」、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直し方針と整備プログラム（第 2 次）（平成 30（2018）年 3 月策定）」に基づき、広域避難地や一次避難地に指定されている都市計画公園緑地を優先的に事業着手し、整備を推進していきます。また、防災公園の整備にあたっては、地域住民の意見を聞きながら、災害対応型施設の導入を進めていきます。



■昭和橋公園（中川区）

■ソーラー式公園灯

■災害用トイレ

■災害対応型トイレ

避難地の確保

都市公園の新設や再整備においては、広場や芝生などのオープンスペースを適切に配置するとともに、出入口や園路など、円滑な避難動線の確保につとめます。

地域と連携した防災訓練等の実施

川名公園など、発災時に活用できる防災施設を設置している公園については、それらの施設が実際に活用できるようにすることが重要です。そのため、地域との連携をはかりながら、災害対応型施設の設営訓練などを行うなど、ソフト面の取り組みについても進めていきます。



■井戸ポンプの組み立て

■災害対応型日除棚のテント

■ヘリコプターの訓練

危機管理 K8-2

公園等の防災機能の充実（風水害等への対応）



本市においては、平成 12（2000）年に東海豪雨が発生し、甚大な被害が発生しており、風水害等に対して総合的な対応が求められています。

公園や農地などのみどりの分野においても、雨水流出抑制機能の確保やがけ崩れ危険箇所の対策実施、防災協力農地登録制度の運用等により、都市防災機能を高め、災害に強いまちづくりを進めていきます。

雨水流出抑制機能の確保

大雨による浸水被害を防ぐために、公園などでは人工被覆部分を極力抑制するとともに、透水性舗装などの雨水浸透施設や一時貯留施設を設置するなど、グリーンインフラの考え方を取り入れて雨水流出抑制機能の確保を進めます。

がけ崩れ危険箇所の対策実施

市内には、公園内において急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域などに指定されている「がけ崩れ危険箇所」があります。

こうした公園内のがけ崩れ危険箇所について、「名古屋市災害対策実施計画（平成 31（2019）年 3 月策定）」に基づき現地調査などを進め、公園利用者や周辺の住宅や交通などに影響を及ぼすおそれのある箇所などから法面の対策工事を実施できるよう取り組んでいきます。

防災協力農地登録制度の運用

大地震の発生時、市民がとっさの避難空間として農地を利用できるよう、本市は防災協力農地への登録を推進しています。

防災協力農地には立て看板を設置し、避難空間として市民の認知を広げるとともに、都市農地には重要な機能があることを伝えています。

危機管理
K8-3

公園・街路樹等の維持管理



計画的・定期的な点検により、遊具などの損傷を早期に発見し修繕などの対応を行うとともに、除草・清掃や樹木の刈り込みなどの維持管理を計画的に行っていきます。

適切な維持管理を行い、市民が安心・安全で快適に公園・街路樹などの施設や空間を利用できるようにつとめていきます。

点検の実施

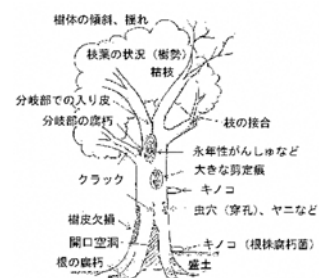
計画的・定期的に職員による公園・街路樹などの点検や道路パトロールを行い、施設や樹木などの異常・不具合の早期発見につとめます。



■研修（点検技術の向上）



■道路パトロールカー



■公園樹・街路樹の点検ポイント

出典：道路植栽の設計・施工・維持管理
（平成 24 年 1 月、（一社）経済調査会）

修繕の実施

点検や通報によって発見した異常に対して、直営補修班などにより、迅速で適切な対応を行うことで、安心・安全なまちの維持につとめます。



■補修班のトラック



■補修班の作業状況



■どりょくん
（緑政土木局補修班イメージキャラクター）

維持管理の実施

除草や清掃、樹木の刈り込みなどの維持管理を計画的に適切に実施します。これにより、過ごしやすく見通しの良い空間を維持し、市民が安心・安全で快適に公園や街路を利用できるようにつとめていきます。

危機管理 K8-4

公園施設・街路樹等の計画的な更新等



公園施設・街路樹などの計画的な更新を行うためのベースとなる公園施設台帳（公園管理システム）や街路樹維持管理台帳システムを活用しながら、老朽化した公園施設や街路樹の計画的な更新を進めていきます。

また、市民が安心・安全に暮らせるように、地域の防犯性の向上につながる取り組みを公園などにおいても進めていきます。

公園施設更新

公園施設の全体的な老朽化が進んでいることから、施設ごとに定期的な点検を行い、更新対象となる施設や優先度を整理した公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の更新等を計画的に進めます。



■ブランコ（更新前）



■ブランコ（更新後）



■すべり台（更新後）

街路樹更新

街路樹の老木化などに伴う事故を未然に防止し市民の安全を確保するため、「街路樹再生指針」に基づく計画的な街路樹の撤去・更新や、点検や維持管理の効率化をはかるための樹高抑制を進めます。

また、市民が居心地よく歩けるように、積極的に花の咲く街路樹に樹種変更を行います。

実施にあたっては、路線ごとの現状評価を行い、街路樹再生の取り組みの事業スケジュールなどをまとめた街路樹再生実行プランを策定して、計画的に事業を進めます。



■ナンキンハゼからハナミズキへの樹種変更

公園等の防犯性の向上

公園などにおける防犯対策、犯罪の未然防止については、園内だけではなく、まちづくり全体の中で取り組んでいく必要があります。

そのため、犯罪の起きる環境（状況）に着目し、犯罪の誘発要因を除去して、より安心・安全で快適な環境づくりをめざすため、「安全で快適な環境づくり（ハード）」と「安心して暮らせるコミュニティづくり（ソフト）」の両面から対策を進めていきます。

ハード面では、照明設置や植栽帯の再整備などで見通しを確保することで、防犯性の向上をはかります。ソフト面では、地域が主体となって防犯パトロールや声かけ活動、安全マップづくりなど身近で小さな取り組みを積み重ねていくことが重要であると考えています。

危機管理 K8-5

名古屋市総合排水計画の事業推進



名古屋市総合排水計画により、「市民の命を守る」、「市民の財産を守る」、「都市機能を確保する」ことの実現に向け、“ともにつくる 大雨に強いまち なごや”をめざした施策を展開していきます。



■総合的な治水対策の推進による防災力の向上イメージ

出典：名古屋市総合排水計画

河川整備

河川は生物の生息・生育・繁殖環境となるほか、多様な河川景観を創出するなど、良好な都市環境の形成に寄与しています。

治水安全度を向上させるための河川整備を行う際にも、多自然川づくりの考えに基づき、自然環境・生物多様性の保全に配慮した、多様な水辺空間の保全・再生につとめます。



■戸田川

貯留浸透施設設置の推進等（雨水流出抑制）

雨水を一時的に貯留または浸透させるため、グリーンインフラの考えを視野に入れて、公共施設において雨水流出抑制の推進をはかります。また、市民、事業者に対しては、イベントなどの機会をとらえ、雨水流出抑制の効果や必要性を伝えるなど、民間施設などにおける雨水流出抑制施設設置の普及・啓発につとめます。

ため池・緑地・農地の保全（雨水流出抑制）

本市には大都市でありながら、東部丘陵地を中心に100か所以上のため池があります。ため池の環境や景観が損なわれないよう、ため池保全要綱に基づき、保全をはかります。

また、既存緑地や遊水機能のある都市公園の保全、緑化地域制度に基づく緑地の創出及び農地の保全により、雨水流出抑制を推進します。



■猫ヶ洞池（千種区）

危機管理 グリーンインフラの K8-6 取り組みの推進



社会インフラ整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境の持つ多様な機能を賢く利用するグリーンインフラの考え方が重要です。

そのため、さまざまな分野に浸透させ、持続可能で魅力あるまちづくりを進めていくため、グリーンインフラの取り組みを推進していきます。

グリーンインフラの名古屋モデルの検討

グリーンインフラの取り組みを進めるにあたり、市民・NPO など、事業者、教育・研究機関のニーズや全国的な動向を踏まえて、基本的な考え方を定めることが必要となります。

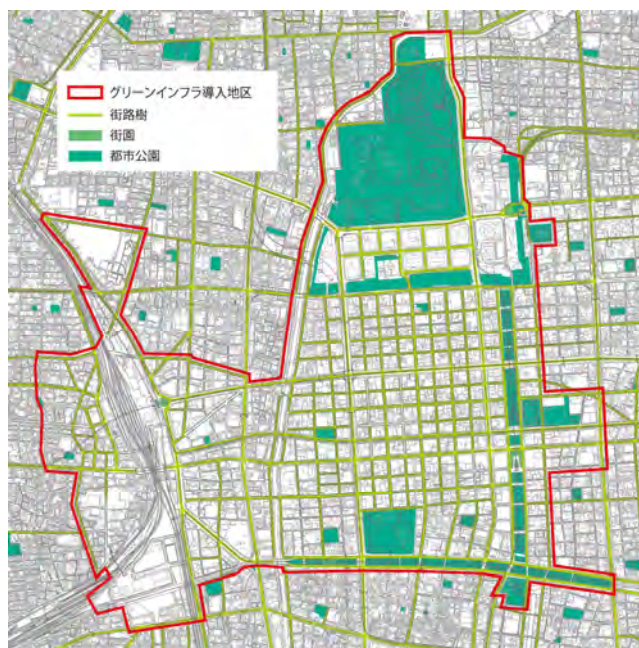
そこで、「名古屋市グリーンインフラ基本方針（案）」の検討を進め、取り組みの方針や、本市が取り組むことで効果的なグリーンインフラを形成する技術についてまとめていきます。

また、グリーンインフラの取り組みを全市的に進めるためには、多様な主体との共通認識のもと進める必要があることから、パートナーシップにより推進していくための体制づくりを検討していきます。

計画的なグリーンインフラの導入

商業・業務地、公共用地、住宅地など、まちづくりにおいて発揮されるべきみどりの多面的な効果（8 K）は、雨水流出の抑制、暑熱対策、生物多様性の保全、働きやすさ、駅周辺のにぎわい創出などさまざまなものが考えられます。

そのため、社会環境や市民生活に対するグリーンインフラの効果や価値について調査・検討し、グリーンインフラ導入計画（地区設定、指標等）の策定検討を進めていきます。



■地区設定のイメージ